

日本人には
民主主義はダメだったか



わたしは
どんなでもいい
日本が救えるの
なら

日本の将来の
ために
戦争は
必要だ

原爆の
しなは
なかった

軍部に
たまたま
戦争に
小み切った



Alert!!! 「代替わり」 状況へ



反天皇制運動連絡会

まえがき——このようにして象徴天皇制の強化・再編は準備された

反天連としては久しぶりのパンフレット発行だ。毎月のニュース発行にも喘いでいる私たちをパンフづくりに向かわせたのは、二〇一六年七月一三日、明仁の「生前退位」意向表明を伝えたNHKスクープ事件からの二年間が、あまりにもめまぐるしく過ぎ去ったからだ。事態は急ピッチで動き、新たな事態も次々と起こる。天皇課題以外の深刻な課題も多く、それはもう怒濤の日々としか言いようがない。多くの課題がバトンリレー競争のごとく次々と現れては走り去っていくように見える。実は何一つ走り去ってなどいないのだが、一つひとつの深刻な課題は、まるでゆめまぼろしであったかのように、テレビやPCの枠の中の現象として多くの人たちに消費されているようだ。

そのようななかで、私たちは天皇の意向表明以降、「生前退位」のための法制化問題、具体的な「代替わり」問題や、付随して出てくる「退位・即位・大嘗祭」、「改元」、等々の問題について、それらがいかに民主主義に反し、立憲主義を破壊し、主権在民も平等主義も政教分離原則も、投げ捨てることであるかを訴えてきた。

本パンフは、反天連がその時々において、「*News Alert*」紙上で出してきた見解や主張の一年一〇ヶ月分をまとめたものだ。構成としては、二〇一六年七月号〜二〇一八年四月号掲載の、反天連声明【反天連からの呼びかけ】01〜03、主張欄としてある「*今月のAlert*」、天野恵一の連載「マスコミじかけの天皇制」10〜21を、時系列で並べた。それは、天皇制vs反天皇制の簡単な記録でもある。

わずか一年一〇ヶ月のことであるが、そこに横たわっているのは、戦後象徴天皇制始まって以来の、未曾有の天皇制強化・再編の歴史だ。だが、渦中を走っているときには、いろんなことが後景となって遠ざかっていくことが多い。すでに忘れさっていることもあるのではないか……。いかせん、この怒濤の二年間に起こった時事は、数倍の年数分に相当する多さと言ってもおかしくないのだから。そして、私たちの「代替わり」に反対する運動は、まだまだ渦中にある。だから、ここで少し二〇一六年七月以降をふり返ってみた方がいいのではと、思うに至ったのだ。というわけで久しぶりのパンフ発行とあいなった。本パンフで、反天視点の約二年間をわずかでも読み解いてもらえれば嬉しい。そして、これからの反天皇制の運動をもにしたいだければ、と願う。

二〇一八年八月一五日

反天皇制運動連絡会

〔反天連からのよびかけ〕01

天皇制が主導する「Xデー状況」への反撃を開始しよう！

—— 天皇も皇族もやめろ、そして天皇制は廃止せよ！ ——

●これは「自粛なきXデー」の始まりである

7月13日、明仁天皇の「Xデー」状況がはじまった。しかもこれまで全く予想されなかったかたちで。天皇という地位についている人間の生物学的な死としての「Xデー」へのカウントダウンが始まったわけではない。しかし、天皇の「代替わり」にともなう、新たな天皇制像の演出としての「Xデー状況」は、すでに開始されたと見るべきだ。

反天連は昭和天皇「Xデー」との大衆的な闘いに向けて一九八四年に結成された。昭和天皇の「Xデー」においては、病状報道から天皇の死にいたる時期の「自粛」と「弔意強制」が、列島全体を巻き込んだ社会現象となった。それは経済状況にも影響し、何よりもその「息苦しさ」への反発が、天皇制に対する批判的な感覚を広げた。このことはおそらく、天皇制を演出する側にとっても総括すべき点であったはずである。今回の、いわば「自粛なきXデー」状況の開始は、われわれにとっても、前回とは異なる反天皇制運動の展開を要求している。そのことを見すえながら、私たちは多くのひととの共同の作業として、開始された「Xデー状況」に反撃する闘いを、さまざまなかたちで準備し開始することを呼びかける。

●天皇が事態を主導している

われわれは、今回のそれがまず、天皇自身による「生前退位」の意向表明として始まったことに注目しなくてはならない。これはたんに年老いた明仁天皇が、現役を退きたいと希望しているといった話ではない。NHKによってそれが報じられてすぐに、宮内庁幹部や政府は「報じられた事実はない」「承知していない」と打ち消して見せたが、各メディアは事実としてそれを後追いで報じ、宮内庁もまたNHKへの抗議などはしていない。さらに、首相官邸では、限られた人間しか知らず、何を検討しているかについてさえ極秘のチームが、皇室典範改正に関する検討をすでに進めていたとされる。それをも飛び越えて、天皇の「意向」が唐突に明らかになったのは、明仁天皇自身そして徳仁や文仁らの強い意向がそこに働いていたからであると判断される。

今回の件は、明仁天皇自身が、「次代」の新しい天皇制を演出する、その主導的な担い手の一人として立つという明確な意思を表明したということの意味する。摂政をおくのではなく、皇室典範の改正が必要な「生前退位」を、明確に希望したこと、それは象徴天皇制を、明仁天皇みずからが主人公となって、積極的に変革し再構築するという宣言なのである。

●「国民の天皇」の政治的行為

「生前退位意向表明」は、昭和の天皇制とは段階を画した「国民の天皇」としての、明仁天皇制をしめくくるものである。

その即位以来、マスコミ等を通じて演出されてきた明仁天皇制の姿とは、アジアへの外交や沖縄訪問による戦争責任の和解に力を尽くし、国内外の戦跡で死者への祈りを捧げ、さまざまな自然災害の被災者を慰問するなどの「公務」を精力的に行なう、「常に国民とともに」ある明仁と美智子といったイメージであった。しかし、これら一見すると「非政治的」で平和的な、問題ともならないように見える天皇の行為は、現実にはすぐれて政治的な役割を果し続けている。

たとえば、アジア訪問などにおける天皇の発言は、実質的に天皇制国家の責任も日本軍の責任もなにひとつとらず、ただ口先でだけ「謝罪」のことは発して終わったことにしようとする日本国家と基本的に同じものである。それがたんなる「口先」ととらえられないのは、「国民統合の象徴」とされる地位に立つ者のことばであり、マスメディアが絶対敬語で無条件に賛美することばであり、ある人たちにとつては侵略戦争の責任者であった昭和天皇の息子のことばであるからだ。国家の儀礼を受け持つのが天皇の役割だが、それは天皇であるからこそ、他の国家機関ではなしえない何ものかを有するものとして演出される。しかし、繰り返すが天皇は国家の機関である。だから天皇のことばを賛美することは、国家のことばを無条件で賛美することと同義である。天皇はそのようなかたちで政治的な役割を果しているのだ。

●天皇の「公務」の拡大は違憲だ

年齢のせいでも「公務」が十分果せなくなったという思いが、今回の「生前退位」の意向表明の背景にある、とマスメディアは報じている。明仁と美智子によってさまざまなにおこなわれてきた天皇の「公務」を「誠実」に果していくこと。「生前退位」の意味することは、自らが体現してきたそういう象徴天皇制のあり方を、その権威も利用しつつ、明仁天皇から徳仁天皇へと意識的につないでいくことに違いない。それは、息子の妻の病いも含め「不安」の中にある次代天皇制を、ソフトランディングさせていくという意図に貫かれている。

だが、憲法で規定された「国事行為」以外の「公務」なるものは、そもそも違憲の行為である。かつて「統治権の総覧者」であった主権者天皇を、「国民主権」のもとでの象徴天皇に衣替えるにあたって、天皇の役割を法的に限定したのが憲法の天皇条項である。認められた「国事行為」以外に「公的行為」なる区分を立て、天皇の「公務」としてひとくくりにすることは、いわば天皇条項の「解釈改憲」にほかならない。そうやって勝手に「仕事」を増やしておいて、それを十分に行なえないから「退位」して代替わりが必要だなどと、「政治に関与しない」はずの天皇が言い出すことは、二重に違憲の、ふざけた言い草なのだ。個人的な事情で国家の制度の変更を迫る。ここにあるのは、身体を有する特定家系の個人を国家の「象徴」とする制度自体の矛盾である。

今後、天皇の意思を「忖度」して皇室典範改正作業が本格化されていくであろう。すでに、退位後は「上皇」になるのか、今回限りの特例法で、などといった議論も始まっている。皇室制度を安泰に

するための「女性宮家」の検討も再浮上するだろう。右派の抵抗も予想されるが、皇室典範の不合理な部分を、合理化しなければならぬといった議論が、「陛下の意思」を背景に、「国民的」になされる場がつくりだされようとしている。

問題なのは、そうした議論の中で、拡大されてきた天皇の「公務」自体の違憲性を、正面から問う言説がほとんど見られないことである。逆にそれを前提とし、それらをより積極的に行なうことが天皇の役割であると言うのである。

私たち反天連の立場からすれば、体制としての戦後民主主義のなかに埋め込まれた象徴天皇制は、民衆の自己決定としての民主主義とは矛盾するシステムである。生まれによって、特別な身分が保障

されるような制度はおかしい。私たちは天皇によって「象徴」され統合された「国民」であることを拒否する。膨大な経費と人員を使って、各地に移動するたびに、人権侵害をひきおこし、批判的な少数言論を抑圧する制度は迷惑である。そうであるからこそ、新たな天皇制の再編強化を意味する「生前退位意向表明」に私たちは注目せざるを得ないし、その違憲性を批判し、そこで具体的に生み出される天皇制の政治と言説に批判的に介入していく。

天皇も皇族であることもやめよ。徳仁も即位するな。皇族という存在はいらない。そして天皇制自体は廃止されなければならない。

2016年7月28日 反天皇制運動連発隊

天皇主導のXデーがやってきた！—— 8・15反「靖国」行動へ！

七月に行われた参院選は、改憲勢力が非改選を含め改憲発議に必要な三分の二を超える議席を獲得する結果で終わった。八月三日には内閣改造と自民党役員人事が行われ、主要な閣僚は大半が留任し、防衛相には稲田朋美を起用した。新聞は「首相が考える安保政策をそのまま自衛隊の活動に反映させていく体制をつくった形」と評し、防衛相経験者による「防衛相の振る舞いを周辺国はよく見ている。有事がエスカレートすることもある」という危惧するコメントを紹介している。

連合国が戦犯らを裁いた東京裁判を不当だと訴え、「伝統と創造の会」を設立し、以来毎年、サンフランシスコ講和条約が発効した四月二八日と八月一五日に靖国神社を参拝しているウルトラカ派である。

女性の防衛相は小池百合子に続く二人目だが、「日本会議」の副会長を務める小池は都知事選で大差で勝利している。その都知事選で、「在特会」の前会長である桜井誠が「選挙の自由」を盾にヘイトそのものの選挙演説を行い、一一万票余の票を獲得した。その結

果に正直驚愕したが、安倍や稲田、小池の本音がむき出しの形で表れているのが、桜井と言えるわけで、少くない数の人々が、彼らを支持するこの状況だからこそ、私たちは歴史に向き合い、検証していく作業を粘り強く継続する努力がなお一層求められていると改めて強く思う。落胆している暇などないのだ。

参院選の直後に、沖縄高江のヘリパット建設が本土から五〇〇人という機動隊を動員して暴力を伴い強行・再開された。福島原発事故などなかったかのように、川内原発に続き八月に伊方原発の再稼働も行われようとしている。老朽化が進む原発も次々に再稼働へのGOサインを規制委員会が出した。

歴史修正主義者たちが権力の座を占めている。これは本当に恐ろしいことだ。彼らには歴史から学ぼうとする姿勢が全くない。日本の侵略戦争・植民地支配における天皇制の責任も、すべて自分たちに都合のいいように解釈し、まったく同じ過ちを繰り返そうとしている。個人の尊厳など邪魔なだけで駒に過ぎないという「国体護持」の思想が、現在の沖縄の問題や原発の問題に如実に表れている。

今年も8・15に向けて、私たち反天連も参加する実行委は、『聖断神話』と『原爆神話』を撃つ8・15反「靖国行動」を準備し、七月三〇日には日本近現代史研究の千本秀樹さんをお招きし、前段討論集会を行った。

その集会の前の七月一三日、反天連も予期していなかった天皇の「生前退位」の意向が突然NHKから報道された。

私たちはこれを、天皇制が主導する「Xデー状況」と位置づけ、声明をだしたのでご覧いただきたい。【反天連からのよびかけ】01としたのは、今後のあちら側の動きに対して、そのつど声明を出していこうと考えているからだ。

ちょうど一年前の八月一五日の「全国戦没者追悼式」や、その二ヶ月後の「全国豊かな海づくり大会」でアキヒトは手順を間違った。反天連声明に記したように、年齢のせいで「公務」が十分果たせなくなったという思いが今回の「生前退位」の意向表明の背景にある、とマスメディアは一致した報じ方をしている。国民のことを一身に思い、高齢にもかかわらず激務をこなしおかわいそう——という論調である。

「四年後の東京五輪を、新天皇のもとで迎えるべきだともお考えになられ、数年以内の実現を望まれている」と宮内庁関係者の話として週刊誌で紹介されている。オリンピックがヒロノミヤのデビューを飾る場として用意され、「天皇を頂点とする日本国」が世界中にお披露目されるというわけだ。新天皇即位に向けた時間はすでに流れだしているだろう。

発言の違憲性については声明を読んでいたくとして、アキヒトが考える「象徴天皇制」の完成体が天皇主導で行われようとしていることは確かである。八月八日には、天皇自らの「お気持ち」が表明されるといふ。「天皇条項」「皇室典範」という文字が踊り出している。「民主主義」や「立憲主義」が議論される時、すっぱり抜け落ちていた憲法条文。「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」の連続／断絶の関係を問うということがなされなければならない。反撃の時は始まった！

まずは8・15反「靖国」行動にぜひ参加を！

(鰐沢桃子)

〔反天連からのよびかけ〕⁰²

違憲の『天皇メッセージ』が民主主義を押しつつぶす

——この異様な状況に批判の声を上げていこう

「生前退位」意向表明が政府や宮内庁を飛び越えたメディアへの「リーク」という形式でなされ、天皇の「Xデー」状況は開始された。そしてまた、メディアに事前に予告され、8月8日には、あたかも昭和天皇が「終戦詔書」を読み上げた「玉音放送」さながらの演出で、「天皇メッセージ」がビデオ放映された。

● 違憲行為の当事者たちの責任を明らかにさせよ

天皇が、憲法をはじめとする法制度や国家の政治に関与することは、憲法に明確に違反しており、決して許されてはならない。現在の憲法における「天皇の地位」や権能の制限は、何よりも大日本帝国憲法下において、天皇の権力が、内閣による「輔弼」という形式をとりつつ、政治への統治権としても、また軍に対する統帥権としても、実質的に行使され続け、「戦争の惨禍」を起こしてきたことを否定し、「国民主権」のもとに位置づけるためのものである。

それにもかかわらず、今回の「天皇メッセージ」は、発言の中で「摂政を置くこと」や「代行」による対応などを拒否し、同時に、直接の表現を避けつつ、憲法や皇室典範に規定のない「生前退位」を強く望んでいることを明らかにした。天皇がその機能を果たせない状態のときに向けて、あらかじめ準備されている制度の適用を拒否し、

皇室典範などの関連法規の改定によってしかなし得ない内容を、明確に要求したのである。これらは憲法上の規定の否定であり、国政に関する権能の行使であり、はっきりとした違憲行為である。

天皇は、憲法上の「国事に関する行為のみ」を行なうとされ、その国事行為のすべてについて「内閣の助言と承認を必要とする」と定められている。天皇の違憲行為を認めることが、誰によりどのような経過でなされたものなのか。私たちはまずそれを明らかにさせねばならない。そして、これに関与した政府や官僚、宮内庁関係者や、皇族たち自身の責任をも明らかにさせねばならない。

● 違憲性を覆いつつ演出された『天皇メッセージ』

天皇の地位に関することは、まったく天皇や皇族たちの私事ではありえない。天皇の行為は、憲法上、国家の機関による行為としてあるのだ。ところが、メディアのすべて、さらに大多数の「有識者」たちが、この「天皇メッセージ」の違憲行為を見ぬふりをしてむしろ賛美し、「国政に影響を及ぼすものではない」とする政府首脳の発言をも追認している。

明仁天皇によるメッセージは、憲法にかかわる多くの重要な問題の変更が、個人的な決断によって可能となるかのような前提に立つ

ている。外形的には穏やかな「語りかけ」のスタイルをとりながら、実現されようとするものは、まさに天皇自身による天皇制の大幅な転換なのだ。このメッセージを引き金として、関連する法律の改定や立法の準備がすでに開始されている。これはきわめて異様な事態である。日本国憲法の改定を求める発言すら、メディアには流通しはじめられている。

しかし、かつても天皇制の政治権力は、このように天皇の意思を「忖度」する形で行使されてきたのであり、その構造は、「護憲」を義務づけられている天皇や政府権力によって現在も維持されていることが明らかになった。

このような状況下で、天皇が「退位」を要望したり、天皇に「退位」を要求したりすることが、政治的にきわめて重大な事態を引き起こすこともまた、逆説的にはつきりしたと言わねばならない。私たちはこうした天皇制の構造と政治権力のあり方を、民主主義の立場からも、立憲主義の原則からも、強く批判する。

●天皇が要求する「象徴の立場への理解」

今回の「天皇メッセージ」の重要な問題点として、さらに挙げられなければならないのは、天皇の行為として、憲法上の「国事行為」のほかに、憲法上の規定のない「象徴としての行為」というものを強調していることである。

明仁天皇は、憲法第7条に定められた10項の「国事行為」に含まれない、それ以外の多数の行為を、「天皇の象徴的行為」としてメッセージとして語られた、「国民の安寧と幸せを祈ること」「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」などのいずれをもがこれ

に加えられ、「国民を思い、国民のために祈るという務め」であるとしているのだ。

しかし、天皇による公的な場における「祈り」は、強く政治的な意味を持つ行為であり、個人的な行為としてはあり得ないものである。かつて神道は個別の宗教としての存在ではなく、「国体の本義」などにみられるように、「国体」そのものとして強要され、戦争体制を支えるイデオロギーとして機能してきた。憲法第20条の信教の自由や政教分離の原則は、これを否定するためにこそ設けられたものである。天皇が「国民のために祈る」ことを、「象徴的行為」としてあらためて認めさせようとすることには、たんに現状を追認するにとどまらない重大な問題がある。

これまで、天皇や皇族たちは、侵略戦争の責任についてあいまいにし、「慰霊・追悼」の儀式を進めてきた。国内での災害があればいち早く被災地訪問を行ない、追悼や慰撫を重ねてきた。また、国体や植樹祭、海づくり大会などをはじめとするイベントのたびに、メッセージを発し、各地を訪れてきた。

これらは憲法上に規定のないまま実施されているという点で、違憲でありながらも、内閣の助言と承認に基づく「公的行為」とみなされて追認されてきた。しかし、今回の「象徴としての行為」の強調は、こうしたいわゆる「公的行為」論からも逸脱しており、天皇のあらゆる行為を「象徴的行為」として正規に認知させようとする意図をも露わにするものだ。

●天皇制の「伝統の継承」などごらなさい

メッセージにおいては、天皇らが「伝統の継承者」であり、「日

本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていくか」とする。こうした発言からは、その「役割」を担ってきたという自負とともに、これを維持し拡大するという強い意志が受け取られる。

それにもかかわらず、ここで語られた「伝統」の内実は、まったく不明のまま。それを明らかにせぬまま、天皇の「象徴的行為」の一部であるかのごとく拡大するならば、天皇に関するあらゆることが、多くの捏造も含めて「伝統」として強要されたかつての歴史を、そのまま再現していくことになりかねない。

昭和天皇裕仁の病気の顕在化と、その死に際して、「自粛」の強制が広く社会を覆った。このことへの、明仁天皇自身による否定的総括が鮮明にされたことは注目される。しかし、裕仁の死後に進められたのは、現行憲法下において根拠を持たない皇室儀礼が、あたかも欠くことのできない「伝統」であり、さらに国家儀礼であるかのごとく認められ、政教分離が掘り崩されていったという事実だ。

「天皇の終焉」にあたって行われた「重い殯もがりの行事」も、葬儀や

即位にかかわる行事も、新たにつくられた「伝統」の一部に過ぎない。日本国憲法体制のもとにあって、「皇室のしきたり」なるものにより「社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶこと」など、そもそもあってはならないことなのだ。

こうした発言が、老齢化して健康を損なっている天皇に対する「国民」の「情動」を喚起させる形でなされていることは、この問題のきわめて大きな危うさを示すものでもある。

いまた、天皇の意向について「国民的」討論をという言論が、政府とその意をくむメディアにより組織され始めている。こうした構造は、天皇制を「内面化」させようとするものであり、かつての「国体」意識を再構成させ、これを「護持」させようというものだ。私たちは、これらの総体を、強く批判する。

2016年8月28日 反天皇制運動連絡会

開始された天皇制国家の法再編プロセス 私たちの民主主義を今こそ突き出そう

今回の八月一五日の行動には、常とは異なった緊張感がありました。直前に発表された「天皇メッセージ」をもって、明仁天皇制のXデーへのカウントダウンが開始され、第X期の私たちの活動にお

ける主要課題が、はっきり、私たちにとってだけのものではないという状況になったからでもあります。

しかしもちろん、その状況は、より困難なものとしてあります。

リオではオリンピックへの批判が世論の半数といわれるまでに高まり、ファヴェーラなどの貧困問題もクローズアップされながら、世界中の資本とメディアはこの事実を、オリンピックが開催されるやいなや一斉に黙殺しました。今月に開催されるパラリンピックは、新自由主義のもと福祉政策がそもそもまったく端緒につかない状況のブラジルでは、予算も規模も報道も、よりアンバランスな「先進国だけの祭典」となることが明らかです。

こうした「国家イベント」も含めて始まったばかりの「Xデー」状況ですが、ここでは、いつまでたっても「途半ば」としてその実態を糊塗するしかない安倍の経済政策に代わって、「アベノテイク」主義ともいえるような状況が、今後、はつきりと起動していくことになるでしょう。靖国をめぐる「日の丸右翼」の暴力はもちろんひどいものでしたが、オリンピック報道の「国威発揚」の絶叫を見せられていて、むしろこちらのほうへの恐怖を感じさせられました。

明仁は、今回のメッセージで「在位三〇年」をもって区切りとしたいという意向を明らかにしています。まだもちろん想定段階にすぎませんが、この秋から、天皇制をめぐる法律の改定が検討されることだけははつきりしています。それが顕在的に憲法をめぐるものとなる可能性があることはもちろんですが、そうでなかったとしても、その内実は、現実の天皇制の実態を追認するかたちで、憲法解釈や法体制を全面的に組上とするものとならざるを得ません。しかもその法や法体制の改定は、国会における「全会一致」ばかりでなく、メディアや世論レベルにおいても「一致」することを、実質的な目的として進められることになるでしょう。「天皇あやふしただこの一語が私の一切を決定した」（高村光太郎）にも似た幻惑が、すでに言論状況、さらには対抗的運動の内部をも徐々に支配しつつ

あるのです。

八月八日以後の状況は、これを示唆しています。「陛下のおことば」が、それ自体は法的な根拠を持たないにもかかわらず、これほどまでに威力を発揮することは、私たちが依拠している「戦後民主主義」の脆弱な実態でもありませんし、これに対して、私たちがほんとうの意味でその内実を構築していくことへの深刻な必然性をも問いつけるものです。明仁が示したスケジュールに基づいて、今後の政治情勢は展開するでしょう。この秋から来年にかけて天皇制関連の法体制が整備されようとし、それを前提に「在位三〇年」式典が組織される。そして、徳仁の即位儀礼が実施され、新たな天皇制の発足をもって「東京オリンピック」が開催される、というのが、この日本国家に想定される「ハレ」のスケジュールです。

そして、この天皇制と「アベノテイク」主義は、もちろんそれだけではない。新内閣のもと、「テロ対策」を名目に、とりわけ稲田朋美防衛大臣らにより、政治全体が軍事傾斜をより強めています。沖繩の米軍基地建設も、反原発テントの強制撤去も、大分での監視カメラも、警察権力がより暴力的に行使され、それがさまざまな反対勢力を圧殺していることを明確にしています。こうした軍事・警察国家に向けた官産学の一体化もまた、悪辣さを強めています。

私たちはこの状況に対して微力な存在です。しかし、今回の八月の行動においても、昨年を超える人々とともに、明確な主張を掲げて闘うことができている。これを、どのようにしてもっと広範なものとしていくことができるか、天皇制の代替わりと安倍国家の軍事体制に抗する闘いを、この秋以降、より深い質をもって開始していきたいと考えています。

（蝙蝠）

「有識者会議」設置——「国民的議論」を超えることばを！

九月二三日、政府は「生前退位」などを論議する「有識者会議」のメンバーを発表した。これまでさまざまに設置されてきた「有識者会議」や「審議会」に名を連ねてきた面々である。一〇月中旬に第一回会合を持ち、早ければ年内にも「提言」という見通しが語られている。

同時に、宮内庁人事も発表された。風岡宮内庁長官が退任し、次長がトップに就いたが、その後任として、内閣危機管理監の西村泰彦が官邸から送り込まれた。西村は、宮内庁側のカウンターパートとして天皇の「公務軽減」について検討してきた内閣官房副長官・杉田和博と同じ警察官僚出身者である。「宮内庁の人事を官邸主導に切り替えた」ことを意味する、と報じられている。

七月一三日のNHKの報道と、明仁自身の八月八日のビデオメッセージによって明らかとなった「生前退位」の意志の表明は、単にそれだけではなく、象徴天皇制とはどのようなものであるのかを天皇自身が定義し、天皇が行ってきた行為と、それによって生み出されてきた「国民とのつながり」について自賛し、それを天皇のなすべき仕事として、明仁天皇自身の関与のもとに「代替わり」を果たすことを通じて、新たな天皇像を確立していくという宣言だった。それは、天皇自らの意志に基づき周到に準備された。国事行為以外の「公的行為」なる違憲の行為が、天皇の大切な「つとめ」であるということ、これまたマスコミを使った違憲の政治的行為によって果たしたこの目論見は、しかしかなりの部分において成功したと

いなければならぬ。

ビデオメッセージ放送直後の世論調査では、生前退位を「できるようにしたほうがよい」が八六・六％、その理由として「天皇の意向を尊重すべきだから」を選んだ回答者が六七・五％を占めた（共同通信社）。七月一三日の段階では、「生前退位は摂政冊立によって可能だ」などと論じていた小堀桂一郎や渡部昇一ら右派系の論者も、天皇自身による明確な「摂政否定」と圧倒的な「国民的支持」を前に封殺され、生前退位を可能にする皇室典範改正へと、一挙的に進むかとも思われた。

だが、政府は皇室典範を改正せず、現天皇一代限りの特例法で処理する意向であると報じられ、さらに、三〇日の衆院予算委員会において、横畠裕介・内閣法制局長官は、皇室典範を改正せず、特例法で「生前退位」が可能になるとの政府見解を示した。

この一連の事態に、「生前退位」にはそもそも消極的だった安倍官邸の「巻き返し」を見ることもできよう。右派の「生前退位」反対論が、皇室典範改正となれば、「女性・女系天皇容認論」につながるという危惧によっていることは明らかだ。「安定的な皇位継承」、ひいては天皇制の存続のためには「女性・女系天皇」の実現を辞さないという考えをもつ（と伝えられる）現天皇に対して、安倍を含む右派勢力は、あくまで男系にこだわっていた。なんとか摂政で妥協できないかと、官邸が宮内庁を揺さぶっていたという報道もあった。

確かに、ビデオメッセージで示された「お気持ち」の眼目は、たんに年をとったから引退したいというような話ではなかったはずだ。そこで目論まれていた主体的・積極的な天皇像の確立は、また別の事情によって、いったんブレイキがかけられたのかもしれない（そうした主張のために、「天皇の政治的発言は憲法上許されない」などとしきりに強調する右派がいて、そのご都合主義には呆れるが）。皇室典範改正はリスクが大きいので、やるなら「特例法で」という安倍のオフレコ発言の線で収まりつつあるのかもしれない。

けれども、天皇によって開始され主導された事態が、ここまで進んだということを、われわれとしてはやはり確認しておかなければならない。安倍と思想的に近い、日本会議国会議員懇談会のメンバーによるアンケート結果（『文藝春秋』一〇月号）にも、多くはないが「生前退位」や「女性宮家」に賛成する回答が見られる。明らかに、いまだ事態は揺れている。

有識者会議などでの議論の前身にも、おそらくはそれらは反映されていくだろう。もちろんこれらのすべてが、天皇制を前提とした議論でしかありえない。だがそこにも、われわれが天皇制を批判していくための具体性が、見出せるはずである。これからの事態に批判的に注目しつつ、そこで登場するさまざまな言説に具体的に介入することが、自覚的に追求されなければならない。

そして何より、この間の事態に関わって、各地で議論の場や街頭行動が持たれ始めている。私たちもそうした場を準備し、またそれらの動きにつながっていくことによって、「有識者」たちが組織する天皇制に関する「国民的な論議」とは別の批判のことはを紡ぎ出していこう。

（北野誉）

反天聖運動 Alert/No.4 [通巻 386号] 2016年10月4日発行

「有識者会議」の討論を検証し、批判の声をあげよう！

八月八日の天皇の「生前退位」の意向を表明するビデオメッセージを受け「有識者会議」が設置された。正式には「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」。その初会合が一〇月一七日に、そして二七日に第二回会合が開かれた。繰り返しになるが、この「有識者会議」が天皇自身のビデオメッセージを受けて設置されたことは自明であり、それによって退位の制度化に向けて政治が動きだし

たということを否定する者はいないだろう。これは明らかに、憲法四条に反して天皇が「国政に関する権能を有し」たことであり、違憲行為である。

だから、その指摘を回避するために、二ヶ月以上経過しての初会合の日程が設定され、名称に「生前退位」の語句を挿入しないという配慮がなされたという。聴取項目が八つ設けられ、天皇の役割、

天皇の国事行為や公務のあり方、負担軽減の方法、摂政を置く是非、国事行為を委任することの是非を検討した上で、後半に、天皇の退位の是非の議論を持つてくるという順番にも考慮がされたという。

座長の今井敬経団連名誉会長は記者会見で、「天皇のご発言とは切り離して考えていく」と強調し、「生前退位」についても「まったく予断なく議論する」と発言している。明らかな天皇の違憲行為が言及されることなく、「配慮」されるものへと変質している。

有識者会議が年末までに専門家からのヒアリングを行い、来年初めに「論点」を公表し、来春には「提言」を取りまとめ、それを受け政府が関連法案を提出。そして一八年一月の天皇即位三〇年に向かうという流れを政府は目指しているらしい。オリンピックまでには新天皇即位の流れが着々と準備されている。

そして、この有識者会議の議論は非公開でなされ、議事録は発言者の名前を伏せ概要のみが公開されるという。

その理由は「静かな環境で、率直に自由な意見交換をするため」ということらしいが、議論は公開されるべきであるし、議事録はすべて記録されるべきだということは大前提として、ちょっと深読みしたくなるフレーズである。発言によっては右翼の大音量の街宣車が押し掛けたり、発言した内容によっては、身の危険を感じる事態になる危惧が想定されているのかしらと。

まあ、意見聴取者一六人のメンバーの名前をみる限り、そんな心配は無用で天皇制ありきが大前提の議論で終始することは明らかだが。

そもそも天皇制は権威秩序と治安維持法等による補強政策によって、支えられてきたという歴史がある。天皇に対する敬慕といわれているものは、市井の人々から自然発生的に表れたとはいきれないだろう。「神聖ニシテ侵スヘカラス」という帝国憲法の規定によ

って、弾圧に伴う暴力によって強要され、批判を許さない体制の中で維持されてきた。天皇制批判は常に身の、いや命の危険を伴う暴力と隣あわせにあった。敗戦後、国民主権によって天皇は象徴になつたが、マスコミ報道の過剰な敬語使い一つを例にとっても、相変わらず「神聖ニシテ」の精神が醸成され続けている。

非公開について政治学者の白井聡は東京新聞で、天皇の「お言葉」とのくい違いを指摘する以下のコメントをしている。「天皇のメッセージの本質は国民の皆さんに考えてくださいということ。自分がこうしたいということではなく、より広く、天皇とは何か、国民統合の象徴とは何かを議論してほしいという趣旨だった。会議の密室性は『お言葉』と逆行する——。」と。

密室性の問題が主権者側の知る権利の不利益ではなく、天皇の意向に沿わないからよろしくないというものだ。憲法に規定されている国民主権の原則を問われる発言といえる。民主主義と天皇制の矛盾を問うどころか、天皇制が憲法に規定された制度であるという原則さえもなく、あまりにもやすやすと天皇発言に乗っかっている。護憲派天皇対極右安倍政権という図式は、結局、天皇制国家というナショナリズムに取り込まれるという危惧が、今回の天皇メッセージを巡る状況で露呈し確認されたような言論で溢れている。

憲法で謳われている人民主権の原理が、運動側においてさえ崩壊しつつあるように思う。この危機的状況下、私たちは天皇のビデオメッセージの語句を丁寧に検証し、批判の声を具体的にあげていく。恒例の12・23の集会を楽しみに！

(鰐沢桃子)

本格的な「代替わり」論議を始めよう！

12・23集会へ！！

一月二〇日、吉祥寺の井の頭公園でおこなわれた「生前退位！皇族解散しろ！ 天皇制いらないデモ」に、反天連メンバーもほぼ全員が参加してきた。当日の数日前から、右翼と警察の不穏な動向について流れてはいたが、しかし、あんなにひどい右翼の暴力と警察の横暴を体験することになるとは。それは、私たちの経験でいえば、2・11、4・28―29、8・15デモの過去数年分を引っ張り出し、右翼の妨害がひどかった各シーンを、デモの間中ずつとつなぎあわせてしまったような行動で、天皇代替わり状況が本格的に始まり、私たちのこれからの行動を、腰を据えて考えなくてはならない地点に立っていることを思わせるに十分だった。

七月のNHKによる天皇「生前退位」の意向報道と、八月の、「生前退位」の言葉を一言も入れずに、しかし明確に「生前退位」とそのための法整備に「国民の理解」を求めたビデオメッセージ以降、言論による闘いの必要性を感じていた。そういう思いはますます強くなってきた。

もちろん私たちは、すでに準備を始めた来年の2・11行動をはじめ、デモなどの街頭行動および討論集会等を、これまでどおり準備していく。そのなかで、この天皇の「生前退位」問題をどのように捉えるのか、さまざまな批判の視点を、多くの人びとと共有することが、いまなによりも急がれているように思うのだ。

天皇制が闇の部分として隠し持っている暴力性が、いま全面的に表に出始めている。それは、わかりやすい構造ともいえる。しかし、

その暴力性とはまったく無縁の如く存在する現実の天皇は、いまなお、護憲天皇・平和・民主天皇というべールをスッポリかぶったままである。むしろ、安倍政権やそのお友だちと思われる右翼、暴力団的な部分とは対極に鎮座しているというのが一般的な認識であろう。その神話を崩すことができないまま、この新しい事態、生前退位問題、天皇代替わり問題を闘うのは、あまりにも厳しい。いま眼前にある、たとえば代替わりとそれをめぐって出てくるさまざまな事態に対応しつつも、その一歩手前の天皇制の本質的な問題を社会的に共有できるかどうか、やはり私たちの運動の根本にある課題であることを再認識せざるを得ない。

天皇代替わり状況を、それとして社会にアピールしているのが、天皇の意向を受けて設置された、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」だ。一月に入り、七日、一四日、三〇日と、有識者会議ではそれぞれヒアリングを三回開催した。一応、ヒアリング対象者の名前だけは出しておこう。第一回が平川祐弘、古川隆久、保阪正康、大原康男、所功。第二回が渡部昇一、岩井克己、笠原英彦、櫻井よしこ、石原信雄、今谷明、そして最後のヒアリングは、八木秀次、百地章、大石真、高橋和之、園部逸夫。有識者会議については、本紙前号の本欄、今月号の状況批評も参照していただくとして、ここでは一言だけ。

少なくとも、有識者会議の雲行きは天皇に都合のいいようには動いていない。それは最初から見えていたことだ。天皇が何よりも望

むのは、アキヒト天皇が築き上げてきた「平成流」象徴天皇制を、安定的に継承させていくことである。それは、つねに「理想的な象徴」という天皇がいる日本社会である。そして、女系・女性天皇も含むだろう皇位の安定的継承であり、女性宮家容認をも含むだろう天皇家・皇族の維持・拡大であろう。

現段階では、それらは何一つ前に進んではない。ヒアリングの結果は、「生前退位」を容認する専門家は半数だが、その大半は特例法、すなわち一代限りの容認であり、恒久的な法改正を語る専門家は二人のみだ。天皇のわがままをなんとかギリギリ受け入れるという構造に、歯ぎしりする天皇が想像される。新聞にも、焼け石に水のような「長年の友人」の言葉が出てきたりするが、天皇や宮内庁の焦りが見えてくる。

こういった象徴天皇制再編の過程そのものが、天皇制の現在としてある。どちらも象徴天皇制の理想を掲げた、天皇制かくあるべき

論と、現実論であり、そのあいだのどの地点に落ち着こうと、現憲法にも、民主主義にも、主権在民の思想にも、基本的人権にも、ことごとく反する天皇制である。そのことを、多くの人びとと共有する言論として私たちは作りだしていく必要があるのだ。12・23の反天連討論集会は、そのことを大いに意識しながら準備していききたい。多くの方の参加を呼びかけます。本格的な「代替わり」論議と、根本的な象徴天皇制論議を同時に押し進めていこう！

(桜井大子)

反天連制運動Alert/No.6 [通巻388号] 2016年12月6日発行

「代替わり」を問う一年のスタート 2・11反「紀元節」行動に集まろう！

年末には「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」のおおよその流れが固まったと伝えられる。明仁自身は、退位ないし讓位を可能とし皇位の安定的継承をもたらす方向での、皇室典範など関連法規の大幅な変更を望んでおり、八月八日の「メッセージ」以降も、皇族たちや「友人」などにより明仁の意向が流されている。一二月二三日発表の記者会見ではこれ以上に踏み込む内容は避けられ、「有識者会議」の結論を待つかたちになっているが、今月二〇日から六月一八日までとされる今回の通常国会会期中に、これを成

立させることが、天皇の代替わり過程からも日程的に求められている。

安倍らは、トランプ現象によるあからさまにバブルな円安・株価上昇を後ろ盾にした、早期解散をも合わせてもくろんではいないが、とはいえ、そのようなスケジュールが、いかに暴力的な安倍政権下においても容易に実現できるとは考えられない。ましてや、「共謀罪」を新設する「組織犯罪処罰法」の改定までも、今国会に上程されようというのだ。右翼らが「皇室関係の法律を政争の中に置く

な」と呼び脅迫する図も、いまから目に浮かぶようだ。

この腐敗しきった安倍の国家が、メディアと「世論」を支配するための道具として用いているもう一つの柱が軍事と外交政策だ。しかし、これも無惨としか言えない状況で、暴力と宣撫工作を拡大することでのみ支えられている。オスプレイの墜落事故は、沖縄・辺野古や高江への基地建设への怒りの正当性をかぎりなく明確に見せつけた。一年以上にもわたって領土問題を宣伝したあげく、プーチン大統領に軽くあしらわれた安倍の宴会政治の失敗ぶりは、嘲笑をしか生み出せなかったばかりでなく、シリアなど中東の状況にも政府や外務省が無能無策であることを印象づけるものだった。鳴り物入りで訪れた真珠湾への「慰霊」とやらは、戦争をインチキ作家たちの生み出す「架空戦記」もどきにしか認識できていない安倍の醜態をさらけ出した。

一二月二五日付で、各国の学者や専門家五三名により、「真珠湾訪問にあつての安倍首相への公開質問状」が出されている。ここでは、真珠湾攻撃ばかりでなく、真珠湾攻撃に先立って行われたマレー半島をはじめ、アジア太平洋地域の他の地域への攻撃、そして何よりも中国や朝鮮半島における侵略戦争の責任をも問われているのだ。「公開質問状」は、「首相としてあなたは、憲法九条を再解釈あるいは改定して自衛隊に海外のどこでも戦争ができるようにすることを推進してきました。これがアジア太平洋戦争において日本に被害を受けた国々にどのような合図として映るのか、考えてみてください」と結ぶ。ところが、これに対する安倍の「回答」は、じつに露骨なものだった。それこそが、米国訪問にも同席した稲田朋美防衛相による、帰国直後の一二月二九日の靖国神社参拝であったと言えらるだろう。韓国・釜山において、一二月三〇日に設置された「平

和の少女像」に対して、居丈高に吠える菅官房長官や外相らは、日本国家の侵略戦争への責任や歴史問題が、ますます重大なものとなっていることを世界中に印象づけた。それはまた、天皇であれ首相であれ、これらの事実を「慰霊」などという宗教行為や金で覆い隠すことなどできないことを、この上なくはっきり示している。

これまで書いてきた内容は、しかし、なんと、このAlertの前号からわずかひと月の間に起きたことを、ほんの少しつまんだだけのものなのだ。私たちの前にある課題は、あまりにも大きすぎると、ため息をつかずにいられない。だが、すでに私たちは新たな行動を起こしている。二月一日の反「紀元節」の行動は、天皇の代替わりに向かう状況の中で、この日本国家が、どれほど虚構に満ち溢れたものであるかを明らかにし、これを撃つていくものだ。「戦後」の日本、「戦後」の天皇制国家が、歴史事実から逃避して神話に逃げ込む、まさに象徴天皇が捏造としてあるゆえんの、汚濁した国家の祝日として捏造されたのが、この「紀元節」である。多くの人々が、この日のデモと集会に参加されることを強く呼びかけたい。

(蝙蝠)

動き始めた天皇「代替わり」スケジュール 天皇も天皇制もやめろ！

明仁自身が主導して始まった「代替わり」状況のなかで、その天皇の意思をうけて具体的にそれをどのように進めていくか、政府と国会の動きが急である。

明仁の退位と新天皇の即位の日付をめぐることは、それを二〇一九年の元日におこなおうとする政府と、「それは困難」とする宮内庁との間で、若干の「応酬」もあったが、二〇一八年中の退位と新天皇の即位（いわゆる「践祚」、二〇一九年の「即位の礼・大嘗祭」という方向性が一方的に示された。

「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」は、一六人へのヒアリングを経て、一月二三日に「論点整理」を公表した。三月中には最終答申が出る見込みだという。その結論は、やはり安倍官邸の規定方針と言われる「一代限りの特例法」へと論議を集約するものだった。

これに先立って国会では、衆参両院の正副議長が「国会内で与野党の幹事長らと会談し、天皇陛下の退位に関する法整備について今後の議論の進め方を協議した。正副議長は、二月中旬以降に各党の意見を個別に聴取し、三月上旬中甸をめどに意見集約したい方針を伝え、各党は了承した。……政府は春の大型連休前後に退位に関する関連法案の提出を目指しており、国会審議の前に行える限りの合意形成を図りたい考えだ」（毎日新聞、一月二〇日）。

衆院議長の大島理森は、各党にたいして「天皇の地位は国民の総意に基づくもので、その総意を見いだすことが、国民の代表機関の

立法院の重大な使命だ」と呼びかけている。「皇室の問題を政争の具にしてはならない」「静かな議論を」という論理による、完全な談合である。けれども、一月二六日の衆議院予算委員会においては、民進党の細野豪志代表代行が質問時間五〇分の約七割を天皇退位問題に割いた。

細野は「ご譲位に国民の九割が賛成をしているが（有識者会議の）ヒアリング対象者一四人のうち六人が反対意見を述べている。フランスが悪くないか」「天皇陛下を含めた皇室の皆さんの人権をどう考えるのか」と安倍に質問している（産経電子版、一月二六日）。民進党などの野党の主張は、「一代限りの特例法」ではなく、「皇室典範の改正が本筋」というものだ。かつては天皇の「公的行為」の違憲性を問題にしていた共産党も、いまや国会開会式へ出席して天皇に頭を下げており、天皇制に批判的な議会内勢力はもはや不在である。天皇の考えを「しつかり付度」すべきと細野が言い、それは「玉座を胸壁となすこと（天皇を盾に相手を攻撃すること）につながる」と安倍が答える。安倍の言葉は、尾崎行雄が桂内閣を弾劾したときのもので、一〇〇年以上も前のやりとりが再現したような言論状況に、空恐ろしさを感じるばかりだ。そして、私がこのことを知ったのは「産経抄」というコラムによってであって、しかもここでは「陛下のご意向を反映させるばかりでは『天皇は国政に関する権能を有しない』と定める憲法と矛盾する。政府が『付度』で突き進めば、国家権力の恣意的行使を制約する立憲主義にも反するこ

とになるろう」（産経新聞、一月二八日）などと書かれていることも、使えるものはなんでも使うご都合主義だけが浮かび上がる。

いま現出しているのは、まさに「天皇翼賛国会」そのものである。私たちはもちろん、天皇の退位それじたいに反対しているわけではない。それが、天皇制の安定強化のためになされることに反対なのだ。われわれは「天皇も天皇制もやめろ」とはつきりと言わなければならぬ。

こうした中でわれわれは、2・11反「紀元節」行動をもって、今年度の反天皇制の街頭行動を開始する。そして3・11の「東日本大震災追悼式」にたいしては、今年も反戦反天皇制労働者ネットワークのよびかけで準備が開始されている行動に合流し、東電前で声をあげていきたいと考えている。この追悼式典だが、震災発生後五年がすぎたので、これまでのような天皇出席行事ではなくなり、今年から秋篠宮が出席することになった。普通なら、天皇行事から皇太子

行事への「格下げ」になるところだが、一つ飛ばして秋篠宮となるのは、もちろん新天皇の即位後、秋篠宮が皇位継承者第一位になるからで、実質的な「皇太子化」の先取りというべきものだろう。

そして明仁天皇は、二月二十八日から一週間、ベトナムとタイを訪問する。詳しく展開する余地はないが、これが、昨年のフィリピンに続き、日米安保体制のもとでの対中国戦略と深く関わっていることは疑いなくところだろう。そして、またベトナムは、「太平洋戦争」開戦前夜の一九四〇年に日本軍が侵攻し、強制的産米供出政策によって大量の餓死者を出した場所でもある。「生前退位」にもかかわらず、あるいはそれゆえに、天皇（皇族）はきわめて活発に動いている。天皇制反対の行動を、ひとつひとつ持続していこう。

（北野誉）

反天皇制運動Alert/No.8 [通巻390号] 2017年2月7日発行

天皇の「慰撫」などいらぬ！ 反天皇制の大きなうねりをつくりだそう！

天皇皇后は、二月二日からベトナムとタイを訪問し、連日その様子が伝えられている（3/4現在）。

ベトナム残留元日本兵家族やベトナム戦争でアメリカ軍によって散布された枯れ葉剤による被害者と面会し、お決まりの「慈愛に満ちた天皇夫婦」が演出されている。東京新聞の『両陛下埋もれた歴史めぐる旅』（2/27）の記事は、「ベトナムは太平洋戦争を語る

上で欠かせない土地だ」と戦争との結びつきを示唆しながら、日本軍（皇軍）が、フランスの植民地にされたベトナムの解放のために、ベトナムと共に独立戦争を闘った解放者、というイメージ操作で歴史の歪曲といえるような紹介の仕方をしている。

東南アジア侵攻の足場として、日本軍が侵略し、住民からの食料や労働力の強制的な供出によって、一〇〇万人〜二〇〇万人ともい

われる餓死者を出した歴史的な事実には一言も触れていない。この面会が、戦争とベトナム近現代史の一面を照らすと記事は結ぶ。

天皇の「慰撫」の演出によってむりやり照らし出されたものの陰で、どれほど多くの真実が覆い隠されてきたことか。天皇の慰撫など何の慰めにもならない。国家に見捨てられてた人々の声を消してはならない。

一月に安倍首相がベトナムなどを訪れ、中国の南シナ海問題について連携する確認をしているなかでの訪問だということも付け加えておく。

今回、高齢である天皇の負担軽減のために、政府専用機のような大型機の乗り入れができなかった空港を整備したという。

このきわだった特権を持つ天皇に、「高齢で激務をこなしておかわいそう」などという庶民感情をつくり出しているのは、やはりマスコミの力だろう。ここで、リベラルと位置づけられている言論人の対談を紹介したい。

東京新聞(3/3)に掲載された、半藤一利と保阪正康の対談「『トランプの世界』歴史から学ぶものは」だ。保阪はトランプの就任は米国型デモクラシーだけが民主主義と思ってきた日本人が、頭を入れ替える好機だといひ、ジャパニーズデモクラシーとは何かと問う。そして「五箇条の御誓文」「私擬憲法」(ミチコの五日市憲法草案への言及はすかさず)を挙げ、私たちの国には健全な民権制度が育つ素地があるという。半藤が、満州事変までの間に軍部が新聞社の幹部を呼んで、片っ端から酒を飲ませて親密な関係をつくり、見事に籠絡されてしまったと語る。続いて保阪は、戦後、権力批判が新聞の役割だと意気込んだが、近年ジャーナリズムが国家の宣伝要員になりつつあると答える。そして最後に、国家の宣伝要員にな

ったメディアに接する時は、私たちが知恵を持たなきゃいけない。鵜呑みにすると、国家にうまく利用されてしまうだけだが——で終わる。

ブラックジョークのような対談である。半藤も保阪も象徴天皇主義者である。この対談のジャーナリズム批判は明らかに、安倍政権と現在のジャーナリズムを念頭に置いている。保阪や半藤は、天皇と国家をどう整理しているのだろうか。天皇こそが「国家の無責任」を誤魔化すものとして機能しているのではないか？

自分たちは国家に取り込まれていないという意識なのだろう。けれども、今のリベラルといわれる言論人、学者の多くがそうなのである。天皇制に批判的な言論が非常に少なくなっているということ。この間実感せざるをえない。

反天連は「リベラル天皇vs極右安倍政権」という捉え方に批判の声を挙げてきた。安倍の改憲案の天皇条項は、憲法上制限規定のある行為を明文化することであり、アキヒトと安倍の政治方針上の対立など無い。この間世間を賑わしている「森友学園」の籠池理事長は安倍首相の天皇を元首とする日本国家を目指す思想に共鳴している。アキヒトの「生前退位」メッセージは、天皇制の強化を願うものであった。

「神聖にして侵すべからず」の精神は脈々と息づき、民主主義と天皇制は決して両立しないということを確認したい。

今月で福島原発事故から六年が経つ。政府は避難指示を解除し帰還政策を強行に進める。「自主避難者」の住宅支援も今月で打ち切られる。切り捨ての政策を進めながら、今年も3・11の「東日本大震災追悼式」は行われるが、私たちは反対の声を上げる運動に合流する。

天皇制はいらないという声がどんなに小さなものであるとしても、決して消させはしない。ともに、頑張りましょう！

(鰐沢桃子)

反天皇制運動 Alert/No.9 [通巻 391 号] 2017 年 3 月 7 日発行

マスコミじかけの天皇制〈09〉

天皇（皇族）は「ふつうの人」ではない——〈壊憲天皇明仁〉その7

今年の私たちの2・11反「紀元節」行動は、「天皇制はいらない！『代替わり』を問う」というスローガンの下に取り組まれた（主催：同実行委）。

この「生前退位」問題は、国会でまともに討論することを一切せず〈翼賛国会〉で合意づくりという小細工のプロセスが、マスコミでとりざたされている。はじめから結論ありきの、とりあえず一代限りへ向けた立法への調整である。

私たちは、この〈菊タブー〉国会が、あたりまえとされる状況に抗して、「天皇制はいらない！」「皇位など継承される必要がない！」という声を、街頭で大きく上げるべくデモンストレーション。もちろん、もはやつきものの右翼の暴力的介入はあったが、アベノミクスの効果で閉店に追いこまれた店舗が間違いなく増大しつつある商店街の中で、力強く行動は貫徹された。

二月一日の『東京新聞』の「社説」（象徴の意味を考えて——

天皇制と憲法）を読んで、本当にあきれた。それは、こう書きだされている。

「『脱出の自由はあるか』——憲法学者の奥平康弘氏は、そんな切り口から憲法の天皇条項を考えた人である。人間が不自由を強いられている場合、自由を回復できたらいいが、次善の策として、不自由な状況から抜け出す自由はあるのかと——。／そのとき、特権と不自由を天秤にかけて、天皇という特権を得ているのだから、不自由はがまんせよ——という論法を使つてはならない。そう奥平氏は指摘した」。

この社説全体には、憲法に禁じられた天皇の「象徴としての公的行為」はアタリマエ。天皇の意向にそって皇室典範を変えよ、という主張が貫かれている。こういうハチャメチャな論理を正当化するために奥平学説が、恣意的に政治利用されているのである。私は奥平のとびぬけた力作『萬世一系』の研究——「皇室典範なるもの」

への視座」(二〇〇五年・岩波書店)のかなり丁寧な紹介文を書いたばかりである(『季刊ピープルズ・プラン』75(二〇一七年二月)号(只今闘病中——読書ノート28)所収)。

そこで奥平が主張している「脱出の権利」という憲法が前提とする人権(根拠)規定は、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役には服させられない」(第一八条)である。そして、彼は皇室制度全体を、〈超特権的奴隷制度〉と考えており、そこから脱出する、すなわち超特権を放棄する自発的意思を持った天皇皇族らが一人でも出てきたなら、その意思は尊重する、それが憲法の人権規定の精神だと論じている。万人の中の一人である「ふつうの人間」になりたいという意思は尊重されてあたりまえという主張だ。絶対敬語にかこまれて(子どもにまでサマづけ)尊重され、税金を湯水のごとく使って生活し(衣食住病院!)、その超特権とひきかえの不自由(奴隷制)。その特権から脱出して「ふつうの人間」になる権利はある。そういう主張だ。いったい、今回の天皇の「生前退位」の希望は、この特権からの「ふつうの人間」へ向かっただけの脱出の希望であるのか。まったくそうではあるまい。皇室メンバーとしての超特権性はそのままが前提の希望である。奥平は、この超特権的制度から、すべてのメンバーが脱出するのがベストだが(そうは明記していないが)、一人でもとてもそれは望めないことだろうとの判断を、そこで語っている。

今回のケースも、奥平学説が想定したものではありません。ゆえにこの「社説」は意図的な解釈(ホラ吹き)でないとすれば、まったくの誤読である。「社説」は、天皇の「生前退位」希望のメッセージが皇室典範改正せよのメッセージであるのだから、そうすべきであると強調しているのだが、だとすればこの天皇の行為は、皇室典範改正の〈発議〉にある。戦前の、憲法と同レベルのものとの位置づけられていた「典範」は皇室自律主義の原則に基づき、「議會」はもちろん全「臣民」も介入は許されず、改正発議権は天皇にしかなかった。戦後「典範」は、あたりまえの法律となったはずである。そうされてくるプロセスでヒロヒト天皇は発議権だけは天皇に残すことにこだわった。しかし「国民主権」憲法下、そんなことは許されるわけはなかった。しかし、なんと「発議権」が天皇の手に奪回されている。立憲主義原則の破壊は、どこまで続くのか。ついでに、天皇が「万人のなかの一人」||「ふつうの人間」になり天皇制(皇位)から解放されたいと望んでいるのなら、それなら、私も歓迎である。皇位継承者など、いない(一人でも少ない)方がいいのだから。

(天野恵二)

ここまでできた「翼賛国会」を許すまじ、そしてまずは4・29行動へ！

またしても、疾風怒濤の一ヶ月が過ぎた。深刻かつ緊急を要する課題が私たちの頭上を猛スピードで駆け巡る。沖縄への米軍基地押しつけ問題、共謀罪、原発、オリンピック、森友学園等々、具体例は出し尽くせない。そして、目をそらせばそれらは大きな波の中に埋もれてしまい、見なくてすむかのごとき錯覚を作り出す。間違いなくその大波は私たちを襲ってくるのだが。

当然、その怒濤には天皇の「退位」をめぐる問題も含まれている。ただ、その深刻さ・緊急性の高さに比し、直接的な被害・加害、あるいは社会的弊害は極端に見えづらいものとしてあり、天皇制を問題であると捉える人びとは少なく、むしろ無関心的容認派が圧倒的なマジョリティとしてある。私たちは、さまざまな課題にゆさぶられ、社会が根底から崩されつつあるいまの事態に、私たちの役回りとして、これまでどおり天皇制の問題を訴えていかねばと改めて思う。

天皇の「退位」については、一月の「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」論点整理が示した「一代限りの特例法」を下敷き、衆参両院正副議長が「議論のとりまとめ」で各党・各会派との調整と修正を重ね、三月一七日、与野党がそれに合意、三月二二日には有識者会議の四人の専門家へのヒアリングと続いた。「とりまとめ」では大枠の形が出され、さらなる「天皇の意向」や宮内庁主導で動く事態も見えてきている。また、「退位問題」をめぐる言説が、天皇制をより差別的・権威的なものに再定義するという、お

馴染みの事態も生じている。

特例法の名称は「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」。民進党をはじめ、「恒久法」を求めていた党・会派を合意させたのは、典範の付則案として出された「天皇の退位について定める『天皇の退位等に関する皇室典範特例法』は、この法律と一体をなすものである」の一文だ。報道によれば、「天皇の退位」ではなく、「今上天皇の退位」として、今の天皇だけというニュアンスを強めたい」と主張していた安倍の妥協の結果という。これで、「一代限り」だが「将来の天皇が退位する際の先例」になるといふことらしい。苦し紛れの「苦心の『総意』」ということだ。

「恒久法」派で粘った民進党に「とりまとめ」合意に向かわせたカギはもう一つある。【安定的な皇位継承】政府は女性宮家創設等を検討する」の一項目だ。二〇一二年末の民主党政権下の「女性宮家」創設騒動は記憶に新しい。実は民進党への「配慮」による修正はほかにもある。「特例法」に、退位に至る事情の一つとして天皇の「お気持ち」を明記するというのだ。「恒久法」を主張する派は、もともと天皇の意向を付度する政治を是とするからこそ「恒久法」派なのだが、これが極右安倍政権に対する圧倒的マジョリティであることの問題は深刻この上ない。民進党の野田幹事長は「特例法」を「事実上の第二皇室典範」と喜び、翼賛国会は続く。「国民の総意」は無視。

細々としたことについても案は出そろいつつある。天皇の退位後

の呼称は「太上天皇」の略称とされる「上皇」案が優勢。敬称は「陛下」。葬儀は「大喪」。墓は「陵」。補佐機関を「院宮職」（「院宮」は退位後の天皇を表す）。「品位が保たれる額」の経費確保。すべて「格下げ」にはできない、という理由だ。秋篠宮は「皇太子」か「皇太子」案と「秋篠宮」踏襲の政府案、待遇は皇太子と同等。天皇は、退位後の公的活動を退く意向を表明。懸念されていた「二重象徴」をこれで回避するという。住居は退位後は現在の「東宮御所」で調整。新天皇は「御所」、秋篠宮は現在の「宮邸」を増改築など、宮内庁が検討しているという。憲法も法律も国家予算も、天皇の「意向」一つで簡単に変えられるという「先例」が作られ、それが新しい天皇制として認識され始めている事態となっている。

最後に「女性宮家」について少しだけ。伝統主義右派は「女性宮家」反対の理由として「女系天皇に道を開く」と言ってきたが、そのことは私たちも知っておくべきであろう。「女性宮家」に男子が

産まれた場合どうするのか、さらに差別的な規定をつくって一族から排除するか、皇位継承者の一人とするのかという問題がすぐに生じるわけだ。あるいは、女性宮家に入る男（「民間人」）はいるのか？ その待遇は？ ウンザリする話ばかりだ。こんな制度はさっさとやめるしかあるまい。

このようななか、私たちは、4・28―29行動として四月二九日に集会とデモを準備中である。沖縄から知花昌一さんをお招きし、「日の丸」焼き捨てから三〇年、「沖縄にとつての天皇制と日米安保」について語っていただく。

天皇制の問題は広くて大きい。一つひとつ自分たちの課題として提示していきたい。多くのご参加を！

（桜井大子）

反天皇制運動 Alert/No.10 [通巻392号] 2017年4月4日発行

マスコミじかけの天皇制〈10〉

〈3・11災後〉六年・原発再稼働と「生前退位」——〈壊憲天皇明仁〉その8

〈3・11〉原発震災から六年。（災後六年）の三月一日。私は「原発事故隠蔽・責任放棄の『天皇・皇族出席の追悼式典』反対！ 核・原発止めよう！」集会で問題提起者の一人として発言。

その日の行動の「実行委」の呼びかけ文には以下のようなくだりがある。

「先ごろ安倍政権は『五年が過ぎた』として、今年から大規模自然災害の前例に従い、天皇ではなく秋篠宮の出席に切り替えると発言しました。ただし、十年目などの節目には天皇の出席を求めると言います。これは、そもそも『慰霊追悼式典』が、全て自然災害に

帰することで、いまだ収束のメドも立てられない原発事故の責任・

事故責任を隠蔽し、原発政策を推進するためにあることを自ら宣言するに等しいことである」。私も、今年も、この〈無責任〉国家(天皇)ぶりを具体的に確認する方向で問題提起。だいたい、政府・電力会社の原発づくり政策人為的の責任がまったくなく、不可抗力の「自然災害」と考えるこういう言葉を平然と使用すること自体が政治操作である。まちがいでなく、この「自然災害」という言葉が、この政府(天皇・皇族)式典の政治的性格を象徴的に表現している。責任を問われるべき主体が「追悼」のセレモニーを主催することで、責任を隠蔽し続けているにすぎないのだ。天皇ではなく秋篠宮への変更には、まさに天皇の「生前退位」(代替り)プロセスの渦中であることも関係しているだろう。

私は、最高責任者であったヒロヒト天皇が、あの侵略戦争・植民地支配の責任をまったく取らなかったことの〈象徴〉として、GHQ(米軍)と日本の支配者の合作の象徴天皇制国家(戦後国家)は成立したとくりかえしてきた。この戦後完成した〈無責任の体系〉、その政治文化は、アキヒト天皇への代替り、そして〈3・11〉災後の時間でフルに威力を発揮し続けている。一月十三日の『愛媛新聞』は原子力規制庁三代目長官について以下のごとく報じた。

「原子力規制庁の長官に、経済産業省の原子力推進部署の幹部を歴任後、規制庁に移った安井正也氏が就任した。同庁は原発再稼働の条件である審査を行う原子力規制委員会の事務局で、前身は経済産業省内の原子力規制部門。東京電力福島第一原発事故後に、推進官庁内同居していることに批判が強まり分離させる形で発足したが、事故から間もなく六年となる中、今回の人事に『旧体制への逆居りでは』との声が上がっている。／『問題ある人事とは思っていない』。規制委の田中俊一委員長は十一日の記者会見で安井氏の起用について

て問われて、そう答えた。／規制庁の前身は旧原子力安全・保安院。原発事故翌年の二〇一二年七月に国会の事故調査委員会がまとめた報告書では、『原子力会社のとりこ』『独立性、透明性、専門性の不備が安全対策の徹底の遅れを招いた』と厳しく批判され、組織改革が求められた。／同年九月に規制委とともに発足した規制庁は環境省の外局とされたが、職員の大半は旧保安委出身で原発審査の実務を担う。文部省内で原発推進の立場にあった官僚も多く、『規制庁の実態は旧体制のままでは』との批判もあり、政府は、長官には初代、二代目とも原子力とは直接関係のない警察庁と環境省から起用してきた。／こうした流れに反するかのような今回の人事に、国会事故調メンバーだった野村修也弁護士は『経産省資源エネルギー庁から移籍して数年経てば古巣との関係は希薄になるとの考えだろうが、安井氏は原発推進の中枢にいた』と指摘し、規制庁行政が原発事故前に逆戻りするのではないかとの懸念を示す(傍線引用者)。

田中委員長の問題ナシの人事ダ、との発言は笑わせる。本人が「原発推進の中枢にいた(原子力ムラ)の住民であったことが、スタートの時点から大問題であったのだから。ゆえに「逆戻り」ではなく「旧体制のまま」だったのだ。では、何が変わってきたのか、事故への「反省」のポーズをかなぐり捨てたということだ。それは原発安全「規制」行政が再稼働推進行政・電力会社の利害尊重行政の内実を剥き出しにしている(例えば再稼働の必要条件から金のかかる「免震重要棟」づくりがまったく消えてしまっている事実などが象徴としている)ことと対応している。無責任国家(安倍政権)はやりたい放題である。無責任政権は、必然的に(棄民)政権である(「自主避難者」の「住宅無償提供」の打ち切りと帰還政策という被害者住民の放射能汚染地帯へのかこいこみが象徴して

いる（棄民）。

無責任な暴走は、天皇の意向をくんだ安倍政権の「生前退位」法づくりと同じである。天皇のメッセージ（意向）が法律を作り出すという政治プロセスが、いま公然化している。権力者（天皇・首相ら）の違法（憲）の暴走をしばる（許容しない・責任を取らせる）のが近代立憲主義の精神であるはずだ。

だとすれば（無責任の体系）として成立した象徴天皇制は（民主・

人権・平和）原則の戦後憲法に埋め込まれた、立憲主義破壊の装置だったのではないか。いま、その装置がフル稼働しだしているのだ。

（天野恵一）

反天皇制運動 Alert/No.10 [通巻392号] 2017年4月4日発行

「反天連からのよびかけ」03

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」!?

違憲の法律はいらない！ 天皇は憲法違反の象徴!!

●「国民の理解と共感」というデタラメ!

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の全体像が見えてきた。法案名が最終的にこれに落ち着いたのは四月二六日。政府がこだわった「今上天皇」や「天皇陛下」が削除され、付則が「皇室典範の特例として天皇の退位について定める特例法は皇室典範と一体を成す」と修正されることで、「一代限り」の意味を緩和したことによるという。以下でその概要を見てみよう。

一条には、天皇が被災地訪問などについて、高齢を理由に、今後これらの活動を自ら続けることが困難となることを「深く案じておられる」との事情を記し、その「お気持ち」への「国民の理解と共

感」により、退位を成立させるといったことが盛り込まれるという。天皇の勝手な事情から「国民」が天皇の退位希望を付度し、「国民の理解と共感」によって退位とする？

こんな条文から始まる法律自体が許しがたい。まずもって、憲法はこのような「象徴」と「国民」の関係のあり方を認めてはいない。また、私たちは「理解と共感」などしてはいないし、それを求められない。何よりも、退位を決めた主体・責任者は一体どこにあるというのか。

そしてこの一文によって、天皇の意向で法改正（「特例法」）に至った経緯は、天皇の国政関与という憲法違反を帳消しにするというのだから、その稚拙な隠蔽工作も含め、天皇と政府による立憲主義

破壊は甚だしい。私たちは、天皇の「退位」の意向表明は「皇室典範」改正の要求を意味し、天皇が国政に関与することを禁止する憲法に違反していることを訴えてきた。このことは、少なくとも人びとによっても指摘されている。第一条は、こういった天皇の違憲行為を指摘し抗議する声を封印し、「国民の理解と共感」という虚妄あるいは妄想で正当化しようとする詐欺のような条文である。そのうえ、政府関係者には「天皇の意思ではなく、国民の理解と共感に基づくなら、退位可能という先例になる」と指摘するものもあるという。天皇の意思を付度する、虚構の「国民の理解と共感」を、今後勝手な政治のエクスキューズに使うというのだ。

●身分差別と天皇の違憲行為

特例法二条以下の概略は以下のとおり。

第二条「天皇が退位し、皇位継承順位第一位の皇嗣（皇太子）が直ちに即位する」旨を明記。

第三条、退位後の天皇を「上皇」、皇后を「上皇后」と定める。敬称はいずれも「陛下」とする。

「上皇」は「太上天皇」の略称だが、「太上」は無上、至上を意味し、天皇と上下関係が出てしまうので「上皇」で収めるといふ。天皇を至上とするヒエラルヒーが、ここで再確認される。

以下は、法案を構成する内容として、いま明らかになっている項目だ。

- 「上皇家」を補佐する機関として「上皇職」を新たに設ける。
- 「皇統譜」に新しい称号となる「上皇」「上皇后」を登録する。
- 上皇が逝去した際は天皇と同じ「大喪の礼」を行う。

- 上皇、上皇后は天皇、皇后と同じ「陵」に埋葬。
- 上皇は皇位継承や摂政の対象とならず、皇室会議の議員にならない。
- 養子をとれず皇籍離脱をできない。

●退位の日付にあたる特例法の施行日は、首相が皇室会議で意見を聴いた上で公布から三年を超えない範囲で政令で定める。

退位後の天皇・皇后については、最高権威となる新天皇に配慮しつつ、しかし退位後も「降格」イメージとならないような呼称・敬称が選ばれた。そして、同じ理由で、死亡すれば「大喪の礼」、墓は「陵」。また、皇族では持てない補佐機関も「上皇職」と名を変えて持ちつづける。要するに退位しても単なる皇族扱い、ましてや「ただの人」ではないのだ。報道によれば、予算も内廷費対象というから格別である。天皇はやめてもほぼ同じ待遇・身分であれば、天皇が二人いるのと同じではないか。

さらに、退位後の天皇・皇后、新天皇、そして後述する秋篠宮の待遇については、居住場所の変更にもなう経費、「身分相応」の予算、補佐機関の再編など、それに伴う財政的な変更・取り決めも必要になってくる。いまは取りざたされていない皇室経済法の変更も祖上にあがってくるに違いない。

社会保障・セーフティネットの格下げを余儀なくされているこの社会で、特権階級は庶民感覚では想像もできないほどの税金を使って世代交代を行う。この身分制度を象徴として残し続ける根拠は、憲法の天皇条項にしかないが、その憲法をすら踏みじる天皇と政府。このような天皇制を日本の伝統・文化と呼び、制度として残すことは、道義的にも制度的にも間違っている。

●めざされる格差是認社会

天皇退位・新天皇即位後、皇太子不在の事態となる。「皇位」継承者は皇太子の弟・秋篠宮、その次がその息子の悠仁と控えており、「皇太子不在」そのものは制度的に大きな問題とはならない。政府は、次なる継承者である秋篠宮の呼称として、候補に上がっていた皇太子や皇太弟はつかわず、「秋篠宮家」を存続させる方向だ。しかし、公式な場で使うための呼称を新たに定め、「皇嗣」、敬称を「殿下」として、皇太子待遇に「格上げ」する方向で調整に入っているという。秋篠宮が次の天皇となる身分にあることを明確に示すためであることも明らかにされている。英訳は「Crown Prince」。すなわち皇太子である。「他の皇族よりも格が上であると明確にする必要がある」というから、あからさまな話だ。

予算も皇太子待遇だ。これまでなかった秋篠宮家の補佐機関を「皇嗣職」として設けることも検討が始まり、そのための予算もつけられる。そういった関連予算の引き上げは、「皇族費」の増額で対応するという。皇室の構成はより差別化が図られ、身分によって呼称・敬称・予算が違うことを明確にし、法律で定める。これがいま進められている「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の実体である。また、この一連の事態をめぐる報道によって、格差・身分社会を容認させる空気が醸成されている現実も、見逃せない。

●法案の上程と成立を許さず、抗議の声を！

結局、この天皇の代替わりとは、皇室内部の身分を再編し、「格の高い」身分を増やし、庶民のなけなしの税金が湯水のように使わ

れる、という話だ。

こういったことのすべてが、天皇による「生前退位」の意向表明から始まり、天皇の意思を「忖度」する議会や「有識者・専門家」たちによって、政治的な水面下の動きとも絡み合いながら、進められてきた結果だ。私たちがいま目にしていることは、憲法も民主主義も当たり前のように踏みにじられている現実である。

政府は五月二〇日前後にはこの特例法案を上程し、今国会中に「全会一致で成立」させたい考えであるという。そして、天皇「退位」と新天皇「即位」は二〇一八年一月中旬に、「改元」は一九年元旦に、という方向で検討に入っているという。「国民の理解と共感」を全面に出しながら、「国民」にひろく意見を聴くことなど一度たりともなく、国会審議すらまとも行わなおうとしない。ただ「早期成立をめざす」という。天皇課題めぐり、国会で議論する事自体を「不敬」とするこの国の「常識」が、問答無用でこの事態を動かしているのだ。天皇（制）が抱える、これから始まるだろう「安定的皇位継承」という問題もまだ残っている。このことについても、私たちは今後、声を上げていきたい。天皇の、「皇室典範」改正を自らの意志で迫る、あるいは、天皇制の「未来像」を、天皇主導で確定していこうとする、象徴天皇制として明確な違憲行為。そのことによって、議会・言論界が動くこの社会の非民主主義的でありよう。そのすべてに批判の声を！ こんな天皇制はいらない、の声を上げていこう！

「恐怖」と「忖度」の合わせ鏡 安倍政権下の「代替わり」に拒否の声を

天皇主義と国家主義を「国民」に叩き込んでいた明治国家においても、「日の丸」を掲げて騒ぐ風潮が強要されるようになったのは、「帝都」東京ですら少なくとも日清・日露戦争以降であったということ、永井荷風が「花火」の中で苦々しい筆致で叙述している。

徳川末期～明治の内乱期の死者を「祀る」とされた東京招魂社が、台湾への侵略戦争のち、対外戦争の死者も「合祀」するとして宗旨転換をなし、靖国神社と改称したのは一八七九年だが、靖国神社が侵略戦争の死者を「祀る」ことをその核心とするのは、おおむね日清・日露戦争以降のことだ。そして、軍人勅諭や教育勅語が徴兵制と教育制度を通じて浸透させられ、神聖不可侵の天皇と軍隊が、内心をも拘束するものとなっていった。

「帝国臣民」がその侵略性と相互監視の抑圧性を決定的に内面化していったのは、幅を短くとってそれから敗戦までの五〇年だが、この時間はヒトにとつてどのくらいの長さなのか。東京五輪や日韓闘争、ベトナム反戦や大学闘争の時代から現在までを五〇年と数えると、多少は実感的になるのではないか。天皇制や靖国神社が「伝統」あるものと、多数が妄信するまでの時間は、そんな程度でもある。

◆ 四月二八日、安倍靖国参拝違憲訴訟の東京判決がなされた。上は九〇歳代の戦争体験者から、その孫の世代まで、国籍も東アジアの各国からドイツなどに広がった六〇〇名以上の原告団と弁護団により、心うたれる主張が数多く法廷で語られた裁判だった。

これに対して、東京地裁民事六部・岡崎克彦裁判長、田邊実、岩下弘毅裁判官により出された判決は、きわめて悪質なものであった。政教分離、信教の自由、宗教的人格権、思想信条の自由、自由権、人格権、平和的生存権、憲法尊重擁護義務遵守への期待権、在外原告の人格権や、これらに対する憲法判断の必要性について、詳細に述べられた弁論に対して、既存の判例の論拠に踏み込むことなく、外形的な「判例」を単なる「既成事実」として無理強いするものだった。

その悪質さは、しかしまだしも予想の範囲でもあった。真摯な原告団の主張に泥を塗り、私たちの思いを逆なでして怒りに火をつけたのは、原告側が安倍靖国参拝を批判するために甲号証として提出した、安倍による国会答弁・談話や報道を、判決文がべったりと流用し、「これを素直に読んだ者からは、被告安倍が本件参拝によって恒久平和への誓いを立てたものと理解される」と真逆の解釈を示したことだ。あえて侮蔑的な表現をするが、文章もろくに読めず、身内や官僚のフリガナ付きの「作文」を芝居がかった身振り演技に過ぎない安倍の、その発言によって、どうして原告たちの個人史と人間性をかけた証言の数々や、学者による重い意見書を否定できるといえるのか。この判決を弁護団は「安倍忖度判決」として糾弾している。これは、安倍の独裁的な権力行使が、有形無形の圧力により、きわめて歪んだ形で貫徹させられた不正義そのものなのだ。さらにこれは、数々の悪法の国会における強行採決とも、身内の利

権拡大にのみ貪婪な安倍らや官僚たちのウラの姿とも、すべて一つながりのものだ。

そのような安倍とその眷属が、経済も理性も著しく衰退している日本社会の中で、米政権と米軍に依存しながら、「ミサイルの恐怖」をメディアで煽りたてる。まだ成立していない「共謀罪」だが、成立後には疑いなく新しい治安維持法として機能することを予期させられる。そして、憲法が自民党草案そのものとして改変される時期も、より早まりそうだ。

◆ 天皇代替わりの日程が具体化しつつある。天皇制は、こうした安倍政治にますます密着していくものとして機能するだろう。

昨年一月二〇日の「天皇制いらないデモ」は、警察と右翼の密

接な連係プレイの暴力にさらされたが、現在、六月三日に、これにリベンジするための行動が準備されている。そしてまた、私たちはこの日の行動をきっかけに、天皇制そのものに異議をたたきつける運動を、あらためて構築していきたいと考えている。もちろん、私たちの力量の限界は心得ているが、だからこそ、全国のさまざまな闘いや、それにかかわる人々の思いを受け止め、これまで弱々しいながらも反天皇制運動を担い続けてきた役割を捉え返し、少しでも広げていきたい。そのために、まずは六月三日と四日の集会の行動に多くの人々が結集してほしいと希う。

(蝙蝠)

反天皇制運動Alert/No.11 [通巻393号] 2017年5月9日発行

マスコミじかけの天皇制(11) 「生前退位」と元号(法) —— 〈壊憲天皇明仁〉その9

四月二三日、私は「天皇代替わりを撃つー連続講座(主催反戦反天皇制労働者ネットワーク)で発言。テーマは『「生前退位」と立憲主義』。私はそこで「国政に関する権能を有しない」、憲法に明記された儀礼的な「国事行為」のみが許されているだけの象徴天皇。その天皇のストレートなマスコミへのメッセージによって政府を動かす、「特例法」が作られる(天皇の発議による法づくり)という公然たる憲法違反行為に正面から天皇批判の声が上げてはいないことが大問題と訴えた。護憲派憲法学者の批判の声すらなく全マスコミ

ミが、こぞってそれを大肯定している。「昭和」のXデー(代替り)の時は、「平和天皇」ヒロヒトを歴史的にクローズアップし、その明白な天皇制の侵略戦争責任を隠蔽し、批判をタブーにする状況が現出した。今度の「平成代替り」が作りだしているのは「護憲天皇」として、マスコミに(特に護憲派のそれに)もてはやされてきたアキヒト天皇の公然たる憲法違反の行為という問題を隠蔽する、天皇の人権を守れというキャンペーンの拡大という状況である。

もちろん「昭和」の時も、天皇「戦争責任」アリの声は、シャツ

トアウトしきれずに、一部マスコミにも噴出した（議会の中で共産党の人々も声をあげ、不当にも処分されるといふ事態もあった。本島長崎市長の公然たる声も突出した）。

今回も、「違憲」という声も、部分的にはマスコミに露出していないわけではない。例えば、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の「最終報告」を紹介している四月二二日の『産経新聞』にはこうある。

「ただ、最終報告に至る努力とその中身はうべなえても、今回の譲位論議の発端が、いかに特異だったかを忘れてはならない。／陛下のお言葉はかなりイレギュラーな形で出た。憲法違反じゃないかという意識は、メンバーみんなどこかにあったと思う」（傍線引用者）。このレポートは、私に、『週刊新潮』（2016年9月15号）の『お言葉』は『違憲か暴走』と断じる皇室記者の失望」を想起させる。そこには、多くの皇室記者が、本当は天皇が「憲法を踏み越えて」しまっているという現実にとまどっている様がレポートされている。安倍政権の改憲を支持している神権主義天皇（右派）メディアの方には、違憲論が、かなり公然化しているのである。護憲派メディアが沈黙（いやそれどころか積極的に迎合）し、改憲派の右派メディアの方に違憲論が露出している。

日本国憲法九九条の憲法尊重擁護義務者のトップは天皇である。人々の権利を守るため政府権力者たちを制限する（立憲主義）の原則が、ここにもキチンと示されている。天皇の発議による法律づくりは、立憲主義の公然たる破壊（遵守義務違反）である。立憲主義思想など前提していない右派メディア違憲論は、天皇は生きて存在しているだけで尊いものだから、生前退位制度はいらないという判断からの、皮肉であるにすぎない。だから立憲主義破壊を正面積

ら批判しているわけではない（彼等の立場は反立憲＝天皇（国家主義なのであるから）。これに対して、安倍政権の「戦争法づくり」「立憲主義」破壊と強く批判してきた護憲派（メディア）のこの〈壊憲〉状況への迎合はどうだ。

この事態を象徴しているのは、国会スタート時の玉座から天皇の「お言葉」という違憲の「公務」を認めてしまった共産党が、さらに「しんぶん赤旗」という機関紙の日付に元号を併記することを、わざわざ、この四月一日から開始した事である。赤旗は、「『一世一元』は、主権在民の実法下にふさわしくない」として一九七九年の元号法「法制化」に反対してきたが元号の「慣習的使用」にまで反対してきたわけではないし、「昭和天皇の死去した一九八九年一月七日までは併記してきたのだから、元にもどっただけだと正当化している。天皇元号は「国民主権」に対立的である。だから戦後憲法下で、法的根拠を失った状況になったが、Xデー（改元）を意識して「元号法」がつくられたのだ。昭和のXデーの時、併記をやめたのは、天皇制の時間による支配の反民主主義的性格を強くあらためて自覚したからではなかったのか。今度の開始された「平成Xデー」の政治プロセスで、どうして元号使用が復活されなければならないのか。「元号」の持つ政治的性格に、どのような変化もないのに。

奥平康弘は、昭和天皇Xデー「フィーバー」下で書かれた「日本国憲法と『内なる天皇制』」（『世界』八九年一月号）で、こう鋭く元号法を批判している。

「元号法成立過程にあっては、いろいろな説明がなされていたが、憲法適合性についての説明は、要するところ、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」であるのだから、『国家の象徴』の在任期間に合わせて暦を作りかえることこそ、ふさわしいのだ」

ということに尽きる」(『昭和の終焉』〈岩波新書〉所収)。これを認めれば、この「国家の象徴」という内容不明の文言にかこつけて支配者はなんでもできるようになる。それは戦前の「国体」と同じ、濫用が必然で「行きつく先は、憲法的秩序の混乱もしくは崩壊を意味するのであるから、憲法自身はこうした自殺的やりかたを容認するはずはないのである」(同掲)。

反天皇制運動Alert/No.11 [通巻393号] 2017年5月9日発行

「退位特例法」成立糾弾！ 各地の反天皇制運動はつながりあおう！

六月九日、天皇の「退位特例法」が参院本会議で採決され、自由党を除く全党の賛成で可決、成立した。今後、来年末にも天皇明仁が退位し、皇太子が即位、一九九年元日から改元などと報じられている(一九九年三月末退位、四月一日即位、改元案もあり)。

法案の問題点については、すでに本紙の前号に掲載された反天連の声明(24ページ「反天連からの呼びかけ」03)などでも明らかにしてきたが、立法理由とされた特例法の第一条の条文は特にひどい。

「天皇陛下が御即位以来二八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励する中、八三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられることに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること」。

「公務」に励んできた天皇を「国民」は敬愛してきた、そしてそ

「平成の代替わり」状況の中で現出しているのは護憲派、立憲主義の自壊(自殺)である。さて、私たちは、どうする。

(天野恵一)

れが十分果たせないという天皇の思いを「国民」は「理解・共感」して、皇室典範の「特例」としてこの法律を定めた。天皇によって発議されたものであることすら隠されず、天皇と「国民」とは、いわば「情」において結びついており、それに基づいて「国民」はこの法を定めたというのだ。「国民と天皇」との関係は、法的関係である前に「情」に基づくというのだ。

この退位特例法に対して、私たちは五月から六月にかけて、いくつかの行動をおこなった。反天連も参加して8・15反「靖国」行動実行委員会(準備会)を早急に立ち上げ、国会議員への申し入れ書、並びに明仁天皇に対する抗議文を、いくつかのグループの連名で、それぞれ提出することにした。同法案が国会提出された五月一九日には、二つの文書をマスコミ各社に対して発表し、二二日には衆参議員会館で全議員へのポストイニング行動を行った。また、二五日には衆院第二議員会館前で集会をもち、リレーアピールと情宣行動を行い、天皇に対する抗議文を内閣官房に提出する行動も行った。こ

これらの賛同は、それぞれ四〇団体になり、二五日の行動にも三五人が参加した。これは決して多い数ということはできないが、たとえ少数ではあっても、まずは声をあげていくしかないと準備した私たちにとっては、予想以上の結集であったと言わなければならない。

そして、退位特例法が衆院を通過し、参院で審議されるタイミングで行われた六月三日の吉祥寺デモは、文字通り退位特例法に直接反対する街頭行動として取り組まれた。私たちがこの行動に全力で参加するとともに、翌日四日には8・15実(準)として、「新たな『天皇代替わり』に抗う討論集会」をもった。

一連の取り組みを通じてあらためて確認されたことは、この間の状況を通じて、各地で新たに天皇制反対のさまざまな行動が始まっており、それが相互につながりはじめているということである。マスメディアにおいては、ほとんど黙殺され続けてきた反天皇制の声が、なによりこの間の天皇制の突出を前に、広がり始めているのだ。反天皇制運動の大衆化は、このような各地の自律的な、多様な取り組みの積み重ねによってしかありえない。そのことは、かつての昭和天皇の「代替わり」反対闘争とは相異なる論理と運動のあり方が要請される、今次の「代替わり」との闘争においても、同様に追求されるべき前提となるだろう。

その点で、六・三吉祥寺デモについて報じた産経新聞(WEB版)の報道は「悪質」であった。同紙は、このデモを主催した「6・3 天皇制いらないデモ実行委員会」が、「『天皇制廃止』を訴える左派団体『反天皇制運動連絡会』(反天連)を主な母体とする」などと報じた。事実として、私たちはこのデモに参加し協力もしたが、いかなる意味においても主催者ではなかった。これは主催者に対して失礼である。おそらく、この記事の情報元である公安警察は、この

デモを反天連のデモと描くことによって、現実にはさまざまに動き出している反天皇制運動の多様性を否定し、ある少数の特定の「組織」の行動に「歪小化」したいと考えているはずである(公安御用達雑誌『治安フォーラム』の昔出た号では、「狭義の反天連と広義の反天連」などという珍妙な分析さえ見られた)。このあたり、ここではふれることのできない「共謀罪」も絡んで「イヤな感じ」を持たざるを得ない部分もあるが、こうした状況も含めて、確実に開始されている反撃が、新たな状況を生みだしているのだと思う。各地の反天皇制運動は、いまこそつながりあって行動していこう!

(北野誉)

反天皇制運動Alert/No.12 [通巻394号] 2017年6月13日発行

マスコミじかけの天皇制〈12〉

〈翼賛国会〉での「立法改憲」——〈壊憲天皇明仁〉その10

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が、六月一日の、〈異例〉の衆院議院運営委員会における「全会一致」の可決に続いて、六月九日参院本会議で、共産党を含めた「全会一致」で成立してしまつた。「明治以降で初めての退位が今後三年以内に実現する」、「二〇〇年ぶりの上皇」など、マスコミはこぞって大騒ぎである。付帯決議は、政府の検討課題として、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創出等」だ。

私たちは、この間の法案検討プロセスでまるで存在しない主張のごとく扱われ、マスコミからもまったくシャットアウトされた「皇位の安定的継承など望まない」、「象徴であれ、なんであれ天皇制はいらぬ！」という立場からの抗議行動を積み上げてきた。四月二九日の「天皇『代替り』と安保・沖縄・昭和の日」を考える行動〔集会とデモ〕。五月二二日、議員会館での各議員あて抗議文のポストイング、五月二五日の議員会館前反対集会と天皇宛の抗議文提出行動。予告されている右翼の暴力をハネのけての、六月三日の「皇族解散——『人間』にかえれ！天皇制はいらぬデモ」（主催・同デモ実）。翌日の「新たな『天皇代替り』に抗う討論集会」（全国交流相談会）。

この行動を走りながら、私は、スタートした「平成代替りの政治」がつくりだしている事態の〈異様さ〉をあらためて強く実感した。この法案は国会では審議なしのフルスピードで可決。はじめから、

そういう方向が公然と示されていた。与野党の協議がなされ、衆参両院の正副議長が「国会見解」をふまえ法案を策定するという〈異例〉のプロセスがつけられたのだ。「神聖な天皇陛下」についての法案に対立が公然化するのには許されない。そうした〈挙国一致〉が政治的に演出されなければならない、というわけだ。この〈天皇タブー〉が、国会も、それをまったく批判的に問題にしなかつたマスコミをも平然と支配している状況。私たちの行動は、この「退位法案」をめぐる〈翼賛マスコミ〉〈翼賛国会〉に、ささやかにであれ風穴を開ける行動であつた。

このプロセスは、同時に、新しい「治安維持法」と呼びうる「共謀罪」づくりや、沖縄米軍新基地づくりをめぐる、安倍一強政権の、討論を封じ込める「独裁的国会運営」への批判が、さらに大衆化してきたプロセスでもあつた。しかし、それらへの批判の声は、マスコミの中にも、国会周辺にも渦巻いていた。そうであるにもかかわらず、この「退位法案」をめぐる〈翼賛国会〉ぶりには、私たちの行動以外は抗議の声がほぼ不在であつた。

この国会・マスコミ状況にこそ、〈アキヒト・ミチコ〉天皇制の政治的威力が示されているのだ。

安倍天皇主義右翼政権との対立の感情をあらわにしている天皇夫妻の「平和主義」に力をかりて、安倍国家主義政権と闘おうという〈倒錯〉が大きくなっていることを、私たちも実感せざるをえないのだ。

だいたい、この「法」は、「天皇陛下のお気持ち」を「理解しこれに共感している」国民などと書き込んでおり、そのうえ「天皇の公的な御活動」と、憲法上認められていない天皇の行為をも書き込んでおり、「主権者国民」に天皇（制）への「理解と共感」を強制する、「主権在民」（デモクラシー）原則を破壊する、とんでもないものである。

天皇の政治的意思（法づくり）の表明が権力をつきうごかし、天皇の希望する内容、象徴天皇制の位置づけと内実を持った法律がつくられる。

これは、手続的にも内容的にも、まったく明白な違法違反である。こんなことが許されたら立憲主義もクソもあるまい。

さらに、天皇の公的行為の拡大と、その合憲化は安倍政権の明文改憲プランと一致していることを考えれば、これは安倍改憲の先取りであり、まちがいなく〈立法改憲〉である。アキヒト天皇制と

安倍政治はここでは共闘が成立している。

「女性宮家」づくりは天皇たちの強い希望（ゆえに付帯決議だつて）。何をフザケたことを言っているのか。『天皇の財布』（森暢平・新潮新書）が示している二〇〇三年の皇室関連経費は二七二億八一五〇万四〇〇〇円である。これ以降も、年度ごとに増大することはあっても減少していることなどあるまい。「生前退位」でも元天皇家と新天皇家さらには次の天皇予定者の家格アップ（秋篠宮家）と予算は飛躍的に増大することまちがいない。あげくに女性宮家をつくって予算増大。こども貧困率は一六・三％（二〇一四年厚生労働省）、先進国で最悪の水準の日本。この〈貧困大国日本〉で、あまりにフザケた話ではないのか！

（天野恵一）

反天皇制運動Alert/No.12 [通巻394号] 2017年6月13日発行

「共謀罪」廃案！ 軍事国家・警察国家はゴメンダ！

六月一五日、「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法が成立した。「森友学園」「加計学園」問題の説明責任も果たさず（安倍は逃げ切った感か）衆院での強行採決に続き、参院では参院法務委員会での採決を省略し、「中間報告」という卑劣な手法で採決。

「暗黒時代の始まり」「軍国主義化の総仕上げ」「社会の分断」などの声が各方面から聞かれ、抗議声明も多数だされた。

『警察捜査の正体』の著者・原田宏二は、「警察に新たな『武器』を持たせることになった」といい、元刑事裁判官の木谷明は、警察の市民監視の活発化を指摘し、「『組織的犯罪集団』『実行準備行為』も歯止めにならない。自分は『一般人』だと思っても、警察に疑われたらそれまでだ。法文は曖昧だから、どのようにも解釈できる」とインタビューで危険を指摘する。

審議の過程で、警察による写真やビデオ撮影がなされることへの危惧が呈されたが、私たち反天皇制を掲げたデモはすでにそのことが常態化している。毎回、尋常ではないビデオがデモ隊に向けられ、その数は増すばかりである。その違法性を訴えても、気にも留めない素振りや撮影を続ける。警官のなかには違法だと認識していないと思われる者もいる。最近では撮影者への抗議を、デモ隊を囲っている機動隊が妨害するようになり、所轄の警官が警視庁に気を使うかのような行為も見られるようになった。

どんなに不当なことであっても、「警察の正義」が「正義」であるという不条理がまかり通るといふことを、私たちは反天皇制の運動をおして、肌感覚で体感している。だから木谷がいう「疑われ」より以前の、警察の思惑で犯罪者を自在に仕立てあげることが出来る、もつと恐ろしい法律だといいたい。

軍事化とともに警察国家になっていくことに心底恐怖を感じる。けれども、私たちは萎縮することなく、どのような抵抗ができるか仲間たちと諦めずに模索し繋がっていきたいと思う。

「共謀罪」はただちに廃案にし、これ以上警察国家にしてはならない。

ところで、この国会で安倍首相はさかんに、「印象操作」という言葉を繰り返した。政治にその要素は多分にあると思うが、そもそもその分野が得意なのは安倍内閣ではないか。そしてそこでは、メディアが非常に大きな役割を果たす。

国連人権理事会の特別報告者デビッド・ケイは政府によるメディアへの圧力に警鐘を鳴らした。それほど、この国の報道の自由には制限がかかり、萎縮が進んでいる。そのメディアを通じて六月末より内閣官房と消防庁の「弾道ミサイル」落下時についての動画CM

が流されるようになった。いよいよ自民党の九条改憲論議が始まり、公明党に媚びた九条加憲を新提案し、何がなんでも自衛隊の存在を合憲化しようというこのタイミングでの放映である。ミサイルから身を守るため、隠れるものがない場合は床に伏せて頭をガードして下さいと、まるで戦中の焼夷弾訓練のバケツリレーではないか。原発再稼働に邁進しながら、こんな子どもだましで危機を煽る。前振りには北朝鮮のミサイル報道、伏線は昨年大ヒットしたシン・ゴジラというところだろうか。

お茶の間のTVでミサイルから身を守るためのCMがまことしやかに流れてくる時代になるとは、正直愕然とする。

特定秘密保護法、安保法制、共謀罪と数の力で押し切られてしまったが、それでも国会前は抗議の人々で埋め尽くされたし、与党の抵抗も見られた。

けれども、天皇の「退位特例法」においては「翼賛国会」としかいいようがないものであった。一貫して「神聖にして侵すべからず」の空気が息づいていた。まったく天皇制ほど「印象操作」された政治はないだろう。神話に基づく「万世一系」を人はなぜ現代においてさえありがたがらなければならないのか。

二〇一九年天皇「代替わり」、翌年二〇年に施行を目指す新たな憲法改悪、そして東京オリンピック。その対抗軸を考えていきましょう。決して操られることのない個に目覚めた人たちよ、ともに！

(鰐沢桃子)

〈安倍改憲〉と天皇退位・即位イベントの二重化——〈壊憲天皇明仁〉その11

安倍政権（首相）は、五月三日の『読売新聞』で新しい改憲プランをぶち上げている。国会論議でそれを「よく読んでくれ」と、平然と嘯いたインタビュ記事にはこうある。「改正案にこだわるべきではない。（衆参両院で）三分の二の賛成を得て、かつ国民投票で過半の賛成を得なければならぬ中、党として責任を果たしていくことを考えるべきだ。九条一項、二項をそのまま残し、そして自衛隊の存在を記述する。どのように記述するかを議論してもらいたい」。自民党は（衆参両院の）憲法審査会で積極的な役割を果たす考えだ。速やかに党の改正案を提出できるよう党内の検討を急がせたい」（傍線引用者）。

これは、自民党の「日本国憲法改正草案」の、九条改憲案とは、まったく別の「改悪」提案だ。「草案」の方は、二項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国家の交戦権は、これを認めない」を「国防軍を保持する」と、軍隊保持を明記する方向へ書き換えるプランであり、三項にプラスされるのは、この「軍」の「活動」に関する規定である。

とにかく、スピーディに改憲する、そのためにはまず「自衛隊」の合憲化を明記。「教育の無償化」も入れて「二〇二〇年施行」を目指すという方針。これなら、国会の発議はもちろん、国民投票の過半数もうまくいく、そういう動機が読める。

もちろん、この間、改憲の突破口にしようとしていた「緊急事態

条項の創設」というプランの方も、後退してしまっただけではない。「自衛隊合憲化」を押し出しつつ「緊急事態」の主役と考えている自衛隊の問題も重ねて「論議してほしい」と答えている。「北朝鮮のロケット発射騒ぎ」を利用した、危機煽りにつとめているこの政権は、この危機ムードに便乗して、九条から正面突破の改憲という方向を大きく打ち出したのだ。

米軍とともに自衛隊はどう動くべきか、というムードが社会を包囲しているかに見える。〈軍隊の否定・日米軍事同盟の拒否〉という私たちの運動原則が、まったくリアリティを失ってしまったというかの状況に抗して、私もメンバーの「反安保実行委」は、「自衛隊・安保問題はどこへいつてしまったのか」と題する小さな討論集会を六月一七日にもった。五人の問題提起者のうちの一人だった私は、この安倍改憲新プランの問題をもふまえて話した。安倍プランは、「日本会議」のメンバーでもある「日本政策研究センター」代表の伊藤哲夫の論文「『三分の二』獲得後の改憲戦略」（『明日の選択』九月号）であることは、メディアにも流れていた。

伊藤は、そこで「第九条そのものの改正には依然反対」の公明党と、教育の無償化を中心に置いている日本維新の会を抱き込んで、国会内「三分の二」を急げと強調し、「護憲派陣営への反転攻勢」、「分裂」を誘う切り崩しという「戦略」を提示している。「民進党」までは巻き込もうというわけである。「改憲はまず加憲から」で、改

憲派の大同団結（＝護憲派切り崩し）プランである。「……例えば全文に『国家の存立を全力をもって確保し』といった言葉を補うこと、憲法九条に3項を加え、『但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない』といった規定を入れること。更には独立章を新たに設け、緊急事態における政府の行動を根拠づけるいわゆる『緊急事態条項』を加えること、そして憲法十三条と二十四条を補完する『家族保護規定』を設けること、等々だといってよい。現行の憲法はそれ自体は否定せずただそれを補う、という形をとることにより、憲法の平和、人権、民主主義の基礎を一層確かなものにするという発想だ」（傍線引用者）。

〈平和・人権・民主主義〉原則の全面破壊を、一見はそうと思えない文章の「補い」（加憲）で果そうという戦略である。安倍の発言は、伊藤のいう「家族保護規定」を補うというプランについては、まったく触れていない（その点で右翼「復古調」のイメージはダウン）。

安倍は、自分が首相で改憲するというプログラムで強引に動き出

している。来年十二月の衆院選と憲法「国民投票」の同時実施などという安倍スケジュールすらマスコミに流された。改憲のゴールは、巨大ナショナルリズムイベント（新天皇の開会宣言「日の丸」「君が代」づき）の「東京オリンピック」である。

アキヒト天皇の立憲主義破壊のヘゲモニーで、安倍政権の協力の下、つくりだされた「退位法」による「生前退位」と新天皇即位・新天皇元号（天皇陛下万歳セレモニー潰け）といった〈天皇政治〉と〈安倍改憲〉政治が二重化した長い状況が現出する。新天皇万歳＝改憲万歳＝新ニッポン万歳という、天皇制ナショナルリズム潰けの時間。アキヒト天皇在位三〇年祝賀や明治一五〇年祭イベントもあるだろう。おまけに、安倍改憲の内実は、やはり単純な右翼復古調ではない。この時間を、どう闘うか。護憲派の象徴天皇制批判抜き、安倍改憲反対運動に、運動的なりアリティがあるのか。

（天野恵一）

反天皇制運動Alert/No.13 [通巻395号] 2017年7月4日発行

安倍はやメロ！ 天皇制いらぬ！ のデツカイ声を！

ここにきてやっと安倍政権支持率が急落し、三〇パーセントを切ったという。そしてすべての疑惑を放り投げたままの内閣改造。八月二日には新閣僚が発表された。さすがに第二次安倍政権発足時のような、「お友だち」で埋め尽くす人事はできなかつたようだが、

これですべての疑惑をうやむやにし、安倍は生き延びるつもりなのだろうか。

安倍が追い詰められているのは、直接的には次々と出てくる疑惑・スキャンダル問題が大きいとはいえ、これまでの無茶苦茶な国

会のありようの結果でもあり、粘り強い「安倍ヤメロ！」の声の結果でもある。だから、内閣改造ごときで生き延びさせるわけにはいかないのだ。国会内外からの追及の手をいまこそ強めていくしかない。さらなる大きな声をあげていこう。

その安倍政権が短期間でつくりだした数々の悪法は、安倍内閣の行方とは無関係にすでに動きはじめている。反天皇制の運動に直接関わる天皇の「退位特例法」も同様で、すでに七月二十八日には、退位・即位・改元に向けたスケジュールについて想定される日程が公表された。二〇一八年一二月下旬に退位・即位し一九年一月一日改元、一九年三月末に退位し四月一日即位・改元という二案だ。

政府は「国民生活への影響」を最小限に抑えるためとして前者を、宮内庁側は年末年始は「重要な皇室行事（祭祀）」が相次ぐので後者を推しているという。天皇制にも元号にも反対する私たちは、どちらにも与することはできない話である。ただハッキリ言えることは、少なくとも法律に基づく改元の時期等に関する政治的なスケジュールについて、天皇家の私的な行事である祭祀を理由に、天皇側が政府の方針に口を出すという事態のおかしさである。憲法二〇条の政教分離の原則にも、政治に関与してはならないという憲法四条にも触れるはずだ。なによりも、天皇一人の都合ではなく、一億二七〇〇万の「国民」の都合が先なんじゃないのか？ その「国民」もいまでは天皇への「敬愛・理解・共感」が法律で定められてしまっているのだが。さすがにここまでくれば多くの人の目にも、これまでよりは「非国民」が素敵に見えてくるのではないかとさえ思う。

このかんの「天皇退位特例法」制定をめぐる天皇の不満の声が漏れ聞こえてきているが、少なくとも一年前のビデオメッセージで

語った天皇の意思は天皇にとって理想的な形で法律に反映されている。憲法第六条・七条で厳しく規定されている行為以外の、いわゆる「象徴行為」「公務」と呼ばれてきたものを法律レベルで認めさせ、「国民」の「敬愛・理解・共感」までも法律で取りつけ、天皇の意思とこの「国民の理解」云々で、次期天皇の生前退位も可能とさせる余地すら作り出させた。不満などあるはずもなからうと思うのだ。不満どころか抗議すべきは私たちの方である。

この天皇の不満話については、小堀桂一郎らが、天皇が強い不満を漏らしていたという『毎日新聞』の記事をめぐり、天皇の発言を記者に漏洩したなどとして氏名不詳の宮内庁幹部職員と毎日新聞社の社長、記者に対する国家公務員法違反（秘密漏洩）罪の告発状を東京地検特捜部に提出した、という。天皇の発言は「重大な秘密として厳重に秘匿すべき法律上の義務があるの」というのだ。

伝統主義的右派の立場で、何をどのように問題にしているのかわからなくなっているのではないかと思える告発について、ここで言及するつもりはない。ただ、今の事態を批判的に評する意見として、このようなウルトラ右翼の見当違いな告発くらいしか表に出さないメディア状況、言論状況は深刻な事態なのだ。天皇の違憲行為、それを付度する国会の意見状況を批判する私たちの、たとえば天皇個人および国会議員に出した「8・15行動準備会」による二種類の抗議文については、まったくなきものとされた。私たちはメディア各社に抗議文およびその提出について事前に案内を出しているにもかかわらず、まったく無視されたことは、繰り返し伝えておきたい。

明仁のビデオメッセージから一年。このかんに私たちが見てきたことは、こういった伝統主義右翼も、リベラルを標榜する層も、国会、メディア、市民社会全体が、それぞれの立場で天皇を付度した

てまつる情景だった。この社会の低すぎる民主主義の底上げのためにも、このかんの天皇問題を外しては考えることはできない。一足飛びは無理だが、一歩ずつめげずに進んでいくしかない。

まずは8・11集会、8・15デモへ！
反天皇制運動Alert/No.14 [通巻396号] 2017年8月8日発行
(大子)

マスコミじかけの天皇制〈14〉

天皇の天皇による天皇のための「生前退位」反対！——〈壊憲天皇明仁〉その12

七月一六日に「平成天皇代替り状況」下の反天皇制運動づくりをテーマとした小さな討論会がもたれた。問題提起者の一人であった私は、この間の天皇自身による「生前退位」希望のビデオメッセージ（二〇一六年八月八日）からはじまり、それに突き動かされてそのための「特例法」が成立（六月九日）。この流れをふまえた、かくのごとき状況に切り込むために発すべきスローガンを一つ考えた。残念ながら時間の制約もあり運動をめぐる活発な討論はまったく不発であったこの集まりで提起したスローガンは〈天皇の天皇による天皇のための「生前退位」反対！〉である。それは、昭和天皇Xデー状況下で、私たちが積極的に使い、全国の反天皇制運動の渦中で、主に強いられた自粛に対する反発をバネに自生的に生まれ、広く飛び交った〈民主主義に天皇はいらない！〉のスローガンをふまえながら、象徴天皇自身が自分の政治意思で、自分を根拠づけている憲法の規定をけとばす行為をしているこの事態をこそ、ストリートに批判するものをとの思いから、ひねり出したものである。

「今回衝撃的だったのは、憲法で規定された国事行為よりも、憲法で規定されていない宮中祭祀さいしと行幸こそが『象徴』の中核なのだということ。天皇自身が雄弁に語ったことです」。（『毎日新聞』二〇一六年八月二七日）。

象徴天皇自身が「象徴」とは何かを自己規定するという行為自体が「国民主権」憲法破壊であり、ましてや憲法上禁止されている行為こそが、必要だなどと、天皇が公的に発言してみせることなど許されない。原は、この事に十分自覚的である。しかし、こうした天皇の発言は、全マスコミによって「そのお気持ちを尊重すべし」と大歓迎され、憲法学者のまともな批判の声は、ほとんど上げられず、その状況をテコに安倍政権は、一方で「有識者」会議を組織し、国会は、討論を封じ込める翼賛（全会一致）スタイルをつくりだし、「生前退位」を認める法案を成立させてしまった。

安倍改憲反対の護憲運動や護憲学者やリベラルといわれているインターネットの中からは、アキヒト天皇賛美や同情の声は上がったが、天皇自身と安倍政権の協力関係でできあがってしまったこの「特例法」づくりへの正面からの批判の声はもちろん、原のような当然の疑問

の声すら、ほとんどマスコミからはシャットアウトされてしまった。まだまだ。

「憲法違反では」の声は、天皇は生きていれば天皇なのだから生前退位などありえないという神権天皇主義者の方からのものだけがマスコミに浮上しているだけ。

安倍首相自身が、この神権天皇主義者という判断を前提に、天皇〈皇族〉の意思vs安倍首相という対立面がマスコミでは一面的にクローズアップされ（女系天皇を認める方向での皇室典範改正にまで踏みこみたい〈天皇〉と、それにはとりあえず反対の〈安倍〉という対立は確かに存在しているが）、反安倍右翼政権の心情を「平和天皇アキヒト」賛美の方向へムード的に誘導するマスコミ操作。戦後憲法全面破壊が、護憲派や「リベラル」を大きくまきこんで展開されているという異様な政治局面。この「平成Xデー」のナシヨナリズム攻撃に、どう抗するのか。

ここに、現下の反天皇制運動の中心テーマがあるはずだ。

「有識者会議」の座長代理であった御厨貴は、その活動を総括している論文（『天皇退位』有識者会議の内実——皇室の行く末を

決めた七ヶ月を振り返る』『文藝春秋』二〇一七年七月号）で、以下のように主張している。

「おそらく皇室の問題は、リベラルな政治家よりも保守的な政治家のほうが改革はやりやすいでしょう。今回の退位に關しても、保守的な総理は本来は賛成ではなかったはず。しかし、国民の支持や天皇のお気持ちを考えその方向を了としました。そのような判断ができる政治家が総理のうちに議論を進めるべきなのです／これは憲法改正に匹敵する重要な問題です。秋篠宮家の真子さまがご結婚に向かつて歩まれていることも報じられました。女性皇族の扱いを考える上で、今ほどよいタイミングはありません」（傍線引用者）。

代表的御用学者のリアルな政治判断である。

安倍改憲政権と一体化した「護憲」天皇の立憲主義（国民主権）憲法破壊。〈天皇の天皇による天皇のための生前退位〉を許すな。

（天野恵二）

反天皇制運動Alert/No.14 [通巻396号] 2017年8月8日発行

天皇代替わりへの取り組みを開始する11月行動に向けた議論を！

裕仁の代替わりに向けた動きがようやく鮮明になってきた八〇年代の初めに、私たちを含む反天皇制運動の流れが、少しずつ形をとり始めた。昭和天皇の戦争責任を批判し、日本国家の歴史を厳しく

問う声も、それを根源的に問題とする政治的な闘争も実証的な論理も、メディアなどで表面化されることは切れきれながら、ずっと持続されてきたのだから、あまりに遅すぎる取り組みではあった。し

かし、政府による裕仁の在位六〇年のイベントへの批判があり、さらにその翌年の裕仁の重病発覚とXデーの過程で、「昭和史」がどのようなものであったかが、あらためて多くの人々にとって意識され、天皇制の歴史を文化や日常意識までも重ねながら批判していくことが、あたりまえの前提となりうるきっかけを、それぞれが掴んでいたのだ。

◆ 八九年の明仁への代替わり以降、「慈愛」や「祈り」をたれる「聖家族」としての天皇一族の演出はより強化されている。そのなかで、政治家はもちろん多くの法学者も歴史家も、明仁らに対する批判を抑制し、存在や「人格」の賛美にまで踏み込むことが頻りとなった。帝国憲法や勅語で人にくびきをかける「國體」による支配から、無意識な翼賛へと社会全体が大きく舵をとっているように見える。

明仁の「平成」は、八〇年代末からの世界的な歴史変動と、国内における経済破綻と衰退、地震や原発事故などの大規模な災害を経てきた。いわゆる「国民意識」なるものがあるとして、それは生まれ育ちや階層による既得権益を至上のものとしたり、民族などへの差別排外主義をその存立根拠とする必然性など、こうした変化の中でもまったくなかったはずだ。しかし、この時期には、国家の新自由主義などの政策とともに、そのような志向が社会全体に行き渡り、社会の軍事化や歴史修正主義の影響もまた、この時代にはくつきりと刻印されている。

昨年の明仁による「メッセージ」以来、ようやくこの時代を理論面から焦点化する動きが少しずつ現れ始めている。近刊の「平成の天皇制とは何か」（吉田裕・瀬畑源・河西秀哉編、岩波書店）などもその一つだ。その中では、例えば「明仁天皇は『接見』とどう一

見非政治的にみえる公的行為を通じて政府の政策を支持するメッセージを発している」（吉田裕）など、当然の指摘が、それにしてもあまりにもおぼろげと複数の論者から提示されている。これは裕仁や明仁天皇の「権威」と政治権力の行使すら、私たちの闘いがまだきちんと指弾しきれていないということの反映でもある。しかし、だからこそ、天皇代替わりの日程や事象がどのように展開するかということへの分析も含め、対抗的な内容を、運動の側から至急に具体化させていかなければならないと感じる。

◆ 今年の夏は、八月十一日の集会、例年の八月十五日の反靖国行動で一段落した。今回もまた、悪天候にもかかわらず熱い共闘体制を組み立てることができた。しかし、核やミサイルといった朝鮮半島の軍事的緊張を追い風として、いったんは大きく揺らいだ安倍政権による一極支配が救われ、改憲策動をはじめとする攻撃が、この秋からは早くも具体化していきそうだ。

これに秋篠宮眞子の婚約、婚姻や、「明治一五〇年」、東京五輪などというイベントが絡み合って、天皇の代替わり過程が、天皇制の権力拡大や「国民意識」の再編として進行させられようとしている。これらは、いかにハレのイベントとして扱われていようと、世界的に広がるレイシズムや暴力、戦争の危機とともにあるということ、私たちは知っている。一月には、天皇代替わりと反天皇制のネットワークの構築に向けて、集会を準備開始している。大きな注目を呼びかけたい。

（蝙蝠）

「先の戦争」の何がどのように「深く」、「反省」されているというのか

〈壊憲天皇明仁〉その13

私たちの今年の（八・二五）行動は、「『代替り』過程で天皇制と戦争を問う8・15反『靖国』行動とネーミングされ取りくまれました。それは、八月十一日に「天皇制と戦争…アキヒトにも責任はある！講演集会」そして十五日集会とデモという二つに分離。使える会場が極端に少なくなっているという状況の結果である。デモは、例年の二倍以上ではと思われる機動隊が動員され、私たちを包囲するかたちで、殴りこんでくる天皇主義右翼の暴力はいつものように野放しにされることなく、権力によって封じ込められた。私たちへの脅迫より、なによりも混乱を避けることを優先するという「代替わり」（Xデー）政治の必然的な産物か。

「生前退位」を可能にする、「公的行為」なるものを条文に書きこんだ明白な違憲立法である「特例法」がつくられて、初めての「全国戦没者追悼式」についてのマスコミ報道は、こぞって、この式典参加もあと一回となった天皇の「胸に迫る」思いのクローズアップである。

安倍政権の御用メディア『読売新聞』（八月十五日）は、こんな調子。「陛下はお言葉を述べ終えても、壇上の標柱をしばらく見つめられた。退席のときも、すぐには立ち去らず、標柱を見上げられる場面があった。『退位が現実となり、胸に迫るものがあったのではなかいか』と宮内庁幹部は推し量った」。

「お言葉」については、こうだ。

「即位以来、欠かさず出席してきた戦没者追悼式では、推敲を重ねたお言葉を心を込めて読み上げられる。戦後七〇年を迎えた二〇一五年以降は、先の大戦に対する『深い反省』に繰り返し言及されている」（傍線引用者）。

全国紙唯一の純粹「靖国」派のメディア『産経新聞』は、もっぱら「ご慰霊の『集大成』へ」という、天皇の歴史的「慰霊」活動のクローズアップ。

安倍政権に批判的な新聞である『朝日』『毎日』『東京』は、「『深い反省』という表現は戦後七〇年の二〇一五年の追悼式で初めて使われて以来、続けて盛り込まれている」（『毎日』）という具合に、天皇の「深い反省」という言葉をひたすらクローズアップしている。もちろん、それは「第一次政権の二〇〇七年の式辞では、歴代首相と同じように加害の事実を指摘し、『深い反省』を語っていた」（『東京』）が、第二次安倍政権から、その言葉がなくなり、「加害と反省」に触れなくなった安倍首相への批判の意思が込められている、陛下は「深い反省」なのに、この政権はなんだというわけだ。

「さきの大戦において、かけがえない命を失った数多くの人々とその遺族を思い、深い悲しみを新たにいたします」。

「ここに過去を顧み、深い反省とともに、今後戦争の惨禍が再び繰り返されないことを切に願ひ、全国民と共に、戦陣に散り戦禍に倒れた人々に対して、心から追悼の意を表し……」（傍線引用者）。

いったい、だれが主役の植民地支配であり、侵略戦争だったのだ。天皇制国家の〈責任〉にまったく触れない「深い反省」など、〈反省〉なわけがあるまい。「全国民と共に」などと「君民一体」思想で、国の支配者（トップは天皇だ）たちの歴史的責任を曖昧にし、侵略への反省を忘却させるための「お言葉」。侵略戦争を担った「臣民」

＝「国民」の責任は、こういう「お言葉」を具体的に批判し続ける持続的作業（それは天皇制をなくしていくことにつながる）を通してのみ果たされる。そう私たちは主張し続けてきた。

こうした、ヒロヒト天皇の時代、一九五二年（五月二日）からスタートし、毎年繰り返されている天皇の式典は、参加も「お言葉」も、「公的行為」として歴代の政府は正当化してきたが、憲法上はハッキリと禁止されている行為である。

政府が準備した、天皇の違憲行為の積み上げの歴史が、今回の天皇自身による「公的行為」活動の積極的な位置づけと、法「改正」

発議という〈壞憲〉立法を準備してきたのだ。

このマスコミと権力の共犯構造を問い、天皇の「先の戦争」という常用語が、第二次大戦一般と日本のアジア侵略戦争の具体的時間を、曖昧に溶け込ませる政治操作的な言葉として定着している事実を鋭く指摘している、一九九九年に書かれた加納実紀代の「戦後史のなかの『12・8』と『8・15』」（『戦後史とジェンダー』インパクト出版会、二〇〇五年）の主張を紹介する。

繰り返される天皇による追悼儀礼、「それは目にみえない灰のようなもので、だれも注意を払わない。そのなかで戦争を人間の主体的行為とする視点はくもられ、戦争責任を問う意識は、降り積もる灰のなかに埋められてゆく」。

（天野恵二）

反天皇制運動Alert/No.15 [通巻397号] 2017年9月12日発行

「天皇代替わり」 反対の共同の取組み開始！

「終わりにしよう天皇制11・26大集会」へ！

この間の話題は、なんとといっても国会冒頭解散をはさんでの、希望の党結成から民進党の分裂に至る政局ばなしだっただろう。

それは結果的に良いことだった。改憲と安保法制に反対する旗幟を鮮明にした政治勢力の登場は「安倍か小池か」しか選択肢が示されないかと思われた状況を変えた。枝野も民主党時代に九条改憲案を提示していたかもしれないが、国会前の安保法制反対闘争の高揚

を作り出したような人びとの運動が、こういった流動的な状況の規定力になっていなのだ——そういった分析に、私もとりたてて異を唱えるつもりはない。けれども民進党の議員の多くが自ら踏み絵を踏んで、もうひとつの改憲政党へとなだれ込んでしまった。希望の党の選挙公約には「憲法九条を含め改正論議を進める。自衛隊の存在を含め時代に合った憲法の在り方を議論する」とあり、小池百

合子も記者会見で「憲法の議論から逃げない。むしろ積極的に参加したい」と述べている。日本会議国会議員懇談会の副会長などを務めたこともある経歴からすれば不思議ではないが、関東大震災での朝鮮人虐殺被害者追悼式典への追悼文送付をとりやめた小池は、踏み絵の一つにわざわざ「外国人参政権付与反対」を盛り込んだ。その点では自民党右派と変わらない政治勢力が、もうひとつ大きく登場したとなれば、それはやはり深刻だ。

選挙結果にも左右されるだろうが、九条から始めるかどうかは別にして、改憲の方向はますます加速していくだろう。そのとき、第一章はどうなるのか。おそらく改憲項目としての優先順位は高くないはずだ。もちろん、それが重要でないからではない。他ならぬ天皇の意思に基づく「生前退位」を可能にする特例法が、共産党などの「護憲派」も含めた賛成によって成立してしまうような翼賛国会のもとで、天皇の「公務」の拡大が事実上すでに合意されているからにはかならない。そして天皇「代替わり」の諸儀式は、「国民」にそういう現実への同意を迫るものとなるだろう。

このような状況の中で開始された私たちの「天皇代替わり」反対行動は、明仁天皇制を批判的に総括し、運動化していくために少しでも人に届く言葉と論理とを、どのように編み出していけるのかというところにかかっている。天皇制も、天皇制に関する社会的な意識も、三〇年前とは大きく変わってきている。少なくとも大きく変わったというイメージが、「平成流」として広く受け入れられている。

先日ある会議の場で、明仁天皇制批判における「情と理」という話になった。昭和天皇の場合、どうしても戦争のイメージが刻まれている。その死が生み出した「自粛」という現実を前に、「理」のみならず「情」の部分においても、一定程度、天皇制に批判的な

感覚は社会的に共有されていた。しかし明仁天皇は、もともと天皇制の機能として持っていた民衆の「情」を再組織していくことに意を注ぎ、またそうした演出によって、「国民の天皇」としてのあり方は完成形に近づいた。いまや運動のなかでさえ、明仁天皇の「平和主義」を称揚する声は多い。そうした「情」から距離を置き、あるいは置かれていく存在も確実にあるはずだし、こうした「情」を再発見し取り戻す行為は、やはり「理」に支えられるのではないか。運動としてそれを表現し言語化していくことは難しいが、そうしたことも、走りながら考えるしかない。

一月二十六日(日)午後、千駄ヶ谷区民会館においておこなわれる「終わりにしよう天皇制11・26大集会」も、こうした試みのひとつである。この集会は、この間首都圏各地で、さまざまな反天皇制の取組みを重ねてきたグループによる実行委員会の主催だ。二〇一八年「明治一五〇年式典」、天皇「退位」(?)——二〇一九年「改元」、「即位の礼・大嘗祭」と、今後数年は続く総体としての「天皇代替わり」過程に反対していく首都圏レベルの共同した取組みの第一弾として、まずは天皇制に対する私たちのスタンスを公然と宣言するところから始めるべく、こうした集会名称をつけた。

当日は、朝鮮現代史研究者の吉澤文寿さんに、植民地責任をめぐる戦後史と象徴天皇制について講演していただき、憲法学者の横田耕一さんのインタビュー(予定)や天皇弾圧(公安のつきまとい)のビデオ上映、実行委メンバーによるコント(！)各地の報告などを受け、その後原宿から渋谷に向けて夜のデモを行なっていく予定である。ともに論議し、行動していこう！(北野誉)

マスコミじかけの天皇制〈16〉

国政の私物化——安倍・小池・天皇——〈壊憲天皇明仁〉その14

九月二八日、安倍晋三内閣の首相の大スキャンダル隠しのための衆議院解散が実行された。この〈ハレンチ解散〉の直前に前原誠司民進党代表は、小池百合子都知事が代表をつとめる「希望の党」への合流方針を宣言。「安倍政権を終わらせるため」なら、なんでもありだとほざいた。

その時から、マスコミはこぞつて、「次の首相は小池か！」と小池劇場の演出にこれつとめる舞台に一変した。小池は「脱原発」をブチ上げ、脱原発を主張し続けている元首相小泉純一郎との会見も、すぐセッティング、そのイメージをふりまき、安倍政治への対決ムードを自己演出した。そして、この数日間の原発運動の一部の混乱。そこには、「世論」で「多数派」となりつつあるシングル・イシューの運動の持つネットワーク（恐ろしさ）が全面的に露呈していた。

前原の実質的な解党提案は、なんと民進党の両議員総会で反対ゼ口で承認、小沢一郎の「自由党」も、その流れに合流という状況下で、〈希望の党政権づくりで脱原発〉という声とムードが、私の足もとの原発運動の中にも部分的にであれ浮上したのである。私からすれば、「日本会議を支援する国会議員懇談会」の前副会長で大日本帝国憲法の復元を公言している天皇主義右翼の核武装論者「小池党」か、天皇主義右翼安倍「自民党」かというどっちも最悪の二つの選択のみがクローズアップされる選挙状況。そこに脱原発の希望を見る人がいることに、正直驚いた。

「連合」のボスと前原、小池のボス交渉によって演出されたこの状況は、「民進」（前原）の金と「連合」（組合員の選挙スタッフ）をいっぺんに小池がいたたくという小池の野望が中心軸だったはず。「連合」はボスの思わく通りにはいかず、原発推進の電力総連のブレーキもあり、全面協力は崩壊、小池が「日本維新の会」とも選挙協力と欲ばりすぎ。さらに「民進」の出身者に「安保法・改憲支持、党への資金提供」を軸とするこまかい踏み絵。その小池への提出をせまるといふ独裁強権政治ぶり。これが「民進党」分裂、リベラル系結集の合言葉に、枝野幸男を代表とする「立憲民主党」をつくりださせるバネとなり状況は一変。いまマスコミの小池劇場はこのあまりの手前勝手な小池の強欲政治へのバッシングのトーンが強くなってきた。国政の〈私物化〉という点では安倍と小池「緑のタヌキ」は同じ体質である。

九月二二日、私は〈平成〉代替わりの政治を問う連続講座をスタートさせた（主催ピープルス・プラン研究所）。この長く続ける予定である講座の第一回はアキヒトの「ビデオメッセージ」と「皇室典範特例法」へのこまかい批判がテーマ。私は、この間〈天皇の天皇による天皇のための「生前退位」に反対する〉というスローガンを思いつき、あれこれと話してきた。ここでも、天皇の「生前退位」を可能にする天皇のメッセージ（政治意志）に基づく、法案づくりのプロセス全体が、自分の思った方向で「皇位を安定的に継承」

させたいという天皇の私的な野心の産物であること、憲法が許していない（国政の天皇による私物化）であることを問題にした。ここでも、その点を確認しておきたい。

「象徴としての公的な御活動に精励してきた」と（天皇の象徴活動）の主體的な意義を強調した「特例法」は、憲法の「国民統合の象徴」とは「統合された国民を象徴する」だけであり、天皇の国家統合活動（それは政治活動なのだから）を期待しているなどというものではないとする、多くの憲法学者の解釈はもちろん、今までの政府見解すら反対に変更させてしまう、「改憲立法」だ。「……象徴といいますが、これまで政権が公にお答えしておりますところによりまして、そういう天皇のお姿、有形といえますか、具体的な天皇というお姿を通してその奥に日本国をああいう無形の抽象的な存在がある

「平成流象徴天皇制」の「努力」に対抗する運動を！

衆院選は自民党が単独で過半数を獲得し、自公で三分の二の議席を維持する圧勝だった。前回と同じく今回も自民党が最終演説を行ったのは秋葉原。多数の「日の丸」の旗に出迎えられ、北朝鮮の脅威をおおる安倍の演説に高揚する人々の姿に心のざらつきを覚えたのは私だけではなかったはずだ。安倍の言う「国難突破解散」は、学校法人「森友」「加計」問題による支持率低下を瞬時のものとしてしまった。「外敵を見出して国難を叫び、他国との緊張関係を高めて自国内で自らの権力強化を狙う指導者は枚挙にいとまがない」

いは国民統合という無形の抽象的な事柄を天皇というお姿を通して国民は思い浮かべるといいますか、そこで日本国としての統一性を天皇を通して感じると、そういう意味であろうというふうにいままでお答え申し上げます」。一九七九年の参議院での「内閣法制局長官」の発言（今までの政府のスタンス）。

「違憲」である以上に、政府もマスコミも憲法学者も、そういう天皇自身による活動しやすい方向への象徴天皇制再定義「立法」であることを、こぞって隠していることが大問題。天皇の「私物化」だけは視えなくされているのだ。

（天野恵一）

反天皇制運動 Alert/No.16 [通巻398号] 2017年10月11日発行

と政治学者がコメントしているが、まさにそのような選挙結果であった。戦後二番目の投票率の低さだったというが、年齢が低下するほど安倍の支持率が上がるということに、これまたざわざわと心穏やかではいられない。

今回自民党や希望の党の対抗軸として立憲民主党が躍進した。改憲に「NO」を唱える人々の票もそこに流れたことは間違いないであろう。しかし、枝野が民主党時代九条改憲を提示していたことはやはり記憶しておくべきだろう。九条改憲を巡る政治状況が今迄と

は明らかに違う時代に入ったということは認識する必要があると思う。今のところ世論調査では九条に自衛隊を明記することに五二%が反対しているということだが、「安倍政権下では反対」だという声に注視していきたい。

そんな選挙戦の投票日の前々日である一〇月二〇日、朝日新聞は天皇退位の日程を一九年三月末と一面トップで報じた。その翌日には（東京）（毎日）（読売）各新聞もこぞって掲載した。この時点で菅義偉官房長官は選挙前でもあり否定をしたようだが第四次安倍内閣も発足し、すでに皇室会議の日程調整に入っていると思われる。

一月以降に皇室会議を経て（共同、読売では一二月との報道）、退位と改元の期日が決定され、一八年中に新元号公表。一九年三月一日に天皇退位、四月一日に皇太子ナルヒトが新天皇に即位し、新元号が施行されるという流れが予想されている。

一時浮上していた一八年の退位は、年末年始の宮中行事が立て込んでいた時期で物理的に難しいとか、アキヒトが一九年一月七日予定の『昭和天皇三十年式年祭』を自身でやることを強く望んでいるので、それまでは天皇でいたいからだとか、漏れ伝わる情報で真意のほどは定かではないが除外されたとみていいだろう。

今号の学習会報告で紹介したケネス・ルオフ著『国民の天皇』は、象徴天皇制が如何にして人々の間に浸透していったかを記するなかで、皇室も「国民」に受け入れられるように努力してきたという。

いわゆるアキヒト「生前退位」メッセージから、その日程が具体化してきた今日に至るまで、こと天皇に関しては完全に翼賛体制化している実態を随所で見せられる私たちであるが、それもアキヒト・ミチコの「平成流象徴天皇制」の「努力」がなし得た成果の一つであることに間違いない。

では一体その「努力」とはどのようなものなのか。ルオフは天皇夫婦の行動目標は、社会の片隅に追いやられた人々を引き出すことと、戦後を終わらせることの二つであるという。実際、被災地巡行を熱心に行い、かつての激戦地を尋ねる旅を続けた。そして、それが象徴の務めであると天皇自ら象徴規定をするほどに使命とし励んできたのだろう。

そのような天皇制を私たちはいらないと否定している。それはなぜなのか！ その理由を自由に語らせてほしい。しかしそれを許さないのも天皇制だ。

天皇制はあらゆる側面に渡って修正が施され、近代化されてきたという。時代とともに変化してきた。そして反天皇制の運動も、その変化に対抗しその都度模索し思考してきた。これは否定することが出来ない抵抗運動の歴史だ。積み重ねられてきた議論は決して無駄ではなく、新しい仲間を繋ぐ力であると思っている。現在反天皇制の声をあげるのは少数者となってしまった。けれどもここ数年、新しい参加者が毎回増えていることも事実なのだ。

強制的に植え付けられた価値観を取り払い、私は天皇制から解放されたい。新しい天皇はいらぬ。終わりにしよう天皇制、仲間とともに！「終わりにしよう天皇制」11・26集会デモと、恒例の12・23集会に来てね！ 待ってます！

（鰐沢桃子）

マスコミじかけの天皇制〈17〉

安倍政権の「退位特例法」づくりに対する美智子皇后「感謝」の政治的意味

——〈壊憲天皇明仁〉その15

まったく国家を私物化してしまっている政権であることがグロテスクに露呈してしまっている状況下での衆議院選挙。スキャンダル隠蔽のためということがミエミエの〈ハレンチ国会解散〉。

多くの人々が安倍一強政治の終焉を予測したこの選挙、なんと結果は、安倍自公連立政権の圧勝に終わった。TVのニュースショーで、ある自民党議員の以下のような言葉が紹介されていたのが、強く記憶に残っている。

「安倍首相が一番の嫌われ者でスタートしたこの選挙、途中で小池が一番の嫌われ者になった。おかげで勝てた、小池さんに感謝しなくっちゃ」。

マスコミがこぞって誰を〈嫌う〉かが決定的なのだ。

「希望の党」が圧勝（東京は自民ゼロ予測）という「希望」ブームでスタートしたこの選挙、「希望」（小池）が飲みこんだ「民進党」議員の一部「排除」発言から、マスメディアのトーンが希望（小池）ヨイショからバッシングへと急速に転換。結果として、小池独裁批判と、排除された枝野たちが立ち上げた「立憲民主」への同情が生まれ、誰ひとり議員総会で「希望」合流に反対しなかったことなど無視して、「リベラル立憲」は「筋を通した」という政治神話をうみだし、「希望」を追い落とし、安倍自民大勝の下で「立憲民主」が野党第一党とあいつつた。

このマスメディアがつくりだした物語通りの選挙結果が連日予測

され（この「予測」報道自体が強力な操作なのだが）、その通りの結果が現実のものとなった。

マスメディアが一体化して演出しているこの選挙政治の大枠（ムード的な物語）は、いったい誰がつくっているのだろう。とにかく、マスコミが主役、マスコミじかけの選挙の時代が全面開花しているのだ。

さて、マスコミじかけの象徴天皇制のほうはどうか。「生前退位」スケジュール決定報道があった。それを『週刊新潮』（二月二日号）は、こうレポートしている。

「そんな中、朝日新聞は一〇月二〇日付一面トップで、皇后さま八三歳の誕生日に合わせるように〈天皇陛下退位一九年三月末日、即位・新元号四月一日〉と打ってきた」。

「ともあれこの記事はライバルを出し抜くものだが、翌朝には、〈天皇退位一九年三月末有力（読売）／退位一九年三月末有力（毎日）／天皇退位一九年三月有力（東京）／などと各紙が後を追う、テレビでもTBS、テレビ朝、フジが同様に報じた。他方、音なしの構えを見せているのは、産経、日経、そして前述の退位報道をスクープしたNHKである〉（「雅子妃の公務は七倍に！『天皇退位日』決定でいや増す『美智子皇后』のご懸念」）。

皇室会議という不可欠の手続きも踏んでいない段階での予測記事、政府サイドは、当然最終決定はしていない。今月一日に〈新元

号、平成三一年元旦から」と一面トップで飛ばした産経などは「音なし」というわけだ。あせってスクープ合戦という状況が続いているが、私たちが立ち止まって考えるべきことは、このスケジュールの前提となっている「退位皇室典範特例法」についてである。

美智子皇后は、『朝日』の一面スクープ報道の日の誕生日会見で、以下のように発言している。

「長い年月、ひたすら象徴のあるべき姿を求めてここまで歩まれた陛下が、御高齢となられた今、しばらくの安息の日々をお持ちになられるということに計り知れない大きな安らぎを覚え、これを可能にしてください方々に深く感謝しております」。

この、天皇自身の発言による皇室典範の改正という〈違憲立法〉を行なった安倍政権と、それを支持した多くの「国民」への感謝の言葉である。高齢者が「安息の日々」を持つこと一般に私たちも反

「退位・即位・改元」がつくり出す天皇フリーバーをはね返そう！

一二月一日、天皇「退位」、新天皇「即位」、「改元」のそれぞれの日程が明らかになった。同日開催された「皇室会議」で、出席者の意見をもとに議長の安倍が二〇一九年四月三〇日「退位」、同年五月一日「即位・改元」案を示し、決定した。報道どおりであれば同月八日閣議決定する。

皇室会議出席者は「皇室典範」で定められた、首相、衆参両正副議長、最高裁判所長官および裁判官一人、宮内庁長官、皇族二名の

対ではもちろんないが、こんな天皇の法律づくりという政治手法は立憲主義原則の禁じ手である。それに何故、あたりまえの人間（非特権的）存在なる方向での「退位」が考えられなかったのか（いいかえれば、皇位という特権の自己放棄という方向での自己解放でないのか）を問う主張が、マスコミにはどうしてまったく不在なのか。なぜそれがタブーとされてしまっているのか。

このタブーを自明の前提とするスケジュール論議は不条理ではないのか。

改憲へ向かう安倍政権と連動した〈アキヒト・ミチコ壊憲天皇制〉の象徴天皇の再定義政策に、NO！の声を。

（天野恵一）

反天皇制運動Alert/No.17 [通巻399号] 2017年11月7日発行

一〇名と、菅官房長官。皇室典範規定からはずれる官房長官の出席は、「退位を実現する特例法の担当閣僚」としてという理由づけがなされていたが、この規定外行為はあきらかに官邸側の圧力を見える形にしたものであり、政府・宮内庁間の確執の一つの表れだと見た方がいいだろう。

日程については、「国民の便宜優先」の政府案（年末・年始）と「天皇の私的行事優先」の宮内庁案（年度末・年度初め）が拮抗する様

相にあったが、結果は思いもよらない、体制的な「区切り」さえも感じさせない第三の案となった。この日が選ばれた理由を、「国民」がこぞって天皇の退位と新天皇の即位をことほぐにふさわしい日とするためと説明している。

「国民の便宜」などという体のいいことを言っていたが、ここに来て、天皇の代替わりを「国民」こぞってことほぐ日にするというのだ。「改元」を何かの区切りとすること自体を拒否し、「元号」そのものに反対する私たちの立場からすれば、どのような理由でもないらなだけで言えばよいところだろうが、この公式の理由は大いに問題としていきたい。天皇制に対する多様で自由な意見を寄せつけないこのような政府の説明こそが、思想・心情の自由や表現の自由を社会的に縛っていくものであることを強調しておきたい。こういった社会風潮、根強いタブー意識に支えられて右翼の暴力と警察の弾圧が介在することも。

そして、マスメディアの天皇報道についてはこれまでも繰り返した問題としてきたが、この「代替わり」を巡っても、天皇を心配し、あるいは退位を惜しみ、新天皇即位に新しい時代を喜ぶと言った声ばかりを拾い集めては、大量に流し始めている。そのメディアに誘導される形で人々は皇居へ向かったり、マイクを向けられると同様の言葉を口にする。それは反復し再生産され、人々を天皇フィーターに煽り続けている。

こういった状況下で、そうではない感じ方・考え方があり、それもありなのだということ。しかしそれが「ありではない」社会となつていくこと。そしてそれがいかに歪で不自由で不平等、かつ危険な社会であるのかを伝えていくこと。反天皇制運動はこの地点から一歩も前進していない。でも、諦めているわけではないし、諦める

わけにもいかないのだ。

実際、昨年のお天の「意向表明」以来、首都圏だけでもこの課題でたくさん集会やデモが持たれているし、全国的にも私たちが知る限り関心は拡がり、集会なども開催されている。だが、反天皇制を掲げるだけで右翼が動き、警察が大量動員されるといふ事態は変わらない。

昨年十一月二〇日の吉祥寺デモの惨状はすでに本紙でも伝えた。一年後の十一月二三日、反天連も実行委として参加している「終わりにしよう天皇制11・26大集会とデモ」で使う予定の宣伝カーが、このデモで使用することを理由に再度の襲撃にあった。フロントガラスやサイドミラーが割られ、車は満身創痍状態となった。この日、陸上自衛隊立川駐屯地で行われた「防災航空祭」に対し、立川の仲間が抗議行動を行ったが、その終了後、車の移動中を襲うという卑劣なやり方と度を越した暴力を警察は黙殺した。しかし車は復活し、三日後の集会・デモでは大活躍した。すごい！（拍手）

この集会は、首都圏で天皇制問題を考えてきたグループ・個人が集まってできた実行委主催で、久しぶりの大きな枠の実行委である。この緩やかで力強い実行委や例年の反天皇制実行委、そして全国のお天皇制に異議申し立てする人々とともに、「退位・即位・改元」即ち位礼・大嘗祭」と続く、天皇代替わりが造り出す天皇賛美状況、天皇の更なるタブー化、まつろわぬ者たちへの暴力と弾圧、差別・排外的言動に抗していきたい。

最後に、恒例の反天連主催12・23集会への参加を呼びかけたい。ぜひお集まりください！
(桜井大子)

マスコミじかけの天皇制〈18〉

天皇一族の存在とマスコミ賛美報道と右翼の暴力との関係

〈壊憲天皇明仁〉その16

一月二三日「立川自衛隊監視テント村」の宣伝カーが、また右翼によって襲撃され破壊された。「防災航空祭」への抗議活動の帰りのこと、二四日に発せられたテント村の抗議声明によると、車内の運転手に激しい罵声を浴びせながら七〜八名の右翼が車をメチャメチャにする暴行、それなのに一〇名ほどの制服警官はやらせ放題。それは、この日の行動への攻撃であるばかりでなく、直後の一月二六日に予定されていた「終わりにしよう天皇制大集会・デモ」への事前攻撃であることは、殴りながらの「二六日はこんなもんじゃねえぞ」の発言に、明白であったとのこと。

当然、一月二六日の集会とデモを、私たちはかなり緊張して迎えた。ところが、この日は、警察の対右翼警備はハードで、デモ隊や宣伝カーに殴りかかる右翼もある程度まではやらせ放題という、いつもの脅迫スタイルをとらなかつたため、山のような機動隊に囲まれ、右翼との混乱は少ない行動となった。権力は、右翼の暴力を活用しつつバランスを取っている。

一月二九日、大阪で持たれた「天皇代替りに異議あり！終わりにしよう天皇制」集会へ私は向かった。「天皇代替りに異議あり！関西連絡会」（仮称）へ向かうステップの集まりの講師として、まず、「立川テント村」の車への暴行のレポートから話を始めた。右翼の暴力とマスコミの天皇賛美（とてつもなく立派な「人柄」）報道に

よる「神聖化」と、絶対敬語の皇室報道、皇室批判のタブーと、右翼の「国賊！」攻撃こそが、実は「不敬」許さじのムードで連動していることを問題にしながら話すうち、本島長崎市長の〈昭和天皇に戦争責任はある〉とのあたりまえの発言に右翼が銃弾を浴びせた一九九〇年一月一八日のことと、それに抗議するために緊急につくりだされた「タブーなき言論の自由を！」「本島長崎市長襲撃に抗議し大いに天皇制の論議を集会」（同年二月二三日）のことを思い出した。

この集会の数多くの発言者の一人、作家の桐山襲は、「言論の自由は、常に尊重されなければならないものであり、これを暴力によって封ずるという行為は、断固としてあつてはならないことだと私は考えております」との、皇太子浩宮の発言にふれつつ、こう論じた。「……右翼のテロがあるたびに、民主主義は守らなければならない、言論の自由は尊重されなければならない、憲法の言論の自由は権利として保障されている、それを破る右翼テロは悪であるという、お題目だけがいくたびもいくたびも繰り返されてきた——そういう時代があつただろうと思います。／確かに戦後憲法からみるならば、右翼のテロは否定されるべきでしょう。しかし、それが理念的に否定されるべきものであるからといって、決してそれがなくなるわけではない。右翼のテロは、理念的に否定されようがされまいが、憲

法違反であろうがなかるうが、厳然としてここにあるのだ、というふうに思います。／ですから必要なのは、われわれはお題目だけを唱える時代をもうやめようではないか、そういう時代は終わりにしようではないか、お題目を唱えるかわりに、右翼に対して具体的に一つ一つ反撃を加えていくことではないか」。

桐山は、どんな少数人数の抗議集会でも、行動を起こすことこそ大切と力説していた。

私は、この集会のラストに、主催者として桐山の発言を受けて、マスコミの天皇賛美漬けの報道こそが「あのテロを誘発した」、天皇賛美（タブー）報道と右翼のテロの因果関係を踏まえるべきと論じ、思想（発言）の自由は、今こそ天皇制批判の声を上げる行動を

通してこそ語られるべきだと論じてこう主張した。

〈右翼のテロやマスコミ・タブーを引き出しているのは、象徴天皇制という制度の存在、王様や王様の一族の存在なんです。ですから彼らによって私たちの自由が侵害されることはあっても、保証されることなどありえないわけです。ああいう発言の欺瞞性と偽善性を深く自覚しなければいけないというふうに思います〉（『タブーなき言論の自由を』10・23集会実編・凱風社）。

問題は、いまも、まったく同じだ。

（天野恵一）

反天皇制運動Alert/No.18 [種巻400号] 2017年12月5日発行

近代天皇制の歴史の内実を批判し 「紀元節」を撃つ闘いを組み立てよう

二〇一五年一二月の日韓政府による「慰安婦問題」「合意」が、とうてい歴史問題の「不可逆・最終的」な決着ではありえないということは、その時点から多くの批判とともに語られてきた。そしてそれにもかかわらず、安倍政権の意をくむ右派勢力は、この「合意」をまさに「錦の御旗」と掲げながら差別排外主義の轟音をかき立ててきた。しかし、それから二年を経てこの検証結果が韓国側から発表され、非公開とされてきた秘密合意が存在しており、それが当事者の尊厳を踏みにじるもので、とうてい歴史問題の「決着」とは言い得ないものであるということが明るみに引き出された。

これにより、大日本帝国から戦後の日本国家を通じて、植民地責任、侵略戦争責任が、いまなお未決のままであることがあらためて直視させられたのだ。嘘につつまれた「合意」をいくら形式的に保持しようとしても、この歴史問題は、国家の心臓に深く刺さったものであり、この問題をめぐる言説や国家間の交渉の実態は、双方の国家とりわけ日本国家の腐敗状況をそのまま示すものとしてあるのだ。天皇がどれほど「慰霊」を重ね、「おことば」をどれほど繰り返し出しても、それが空疎なものでしかないということが、このような事実が示されるたびに露呈されていく。

この二〇一八年を、政府は「明治一五〇年」として祝うのだという。頻発する政治テロと内戦を経て、天皇の神権を核とする天皇制明治政府が成立した。欧米の帝国主義を制度としてまといながら、近隣の民族への侵略を重ねることで国内の近代化をすすめて、東アジアから世界へと軍事力で影響力を高めていった。侵略戦争の深化とともに天皇の大権が神格化されて臣民の精神を統合する存在となっていく、天皇の勅語や図像が国家における最重要なものとして強調された。内戦の死者を祀ることはじまった靖国神社は、侵略戦争の死者を祀るまさに「戦争神社」となることで完成した。「明治一五〇年」を祝うということは、これらの事実を現在の国際環境や社会状況の中で、「正」のものとして位置づけることであり、歴史修正主義にさらなる上塗りを重ねることである。

この事態のなかで、憲法改悪の具体化が安倍政権から堂々と打ち出されてきている。さらに悪いのは、これが、北朝鮮の核とミサイル開発や、米国トランプ政権の明らかな揺らぎとともに進んでいることだ。日本国家はミサイル配備や空母保持など野放図な軍拡競争にすでに足を踏み入れており、経済構造もまた全体的な衰退とともに極端に官需に傾いて脆弱の度を強め、危機的な状況が拡大している。広告宣伝がフェイクニュースとつながり、情報による支配が自己目的化しているという悲惨なありようもまた現実だ。

昨年の「退位特例法」の制定後、天皇代替わりに向けたスケジュールが、日に日に具体化していつている。来年早々には「平成在位三〇年」が、そして来春四月末～五月には明仁退位と徳仁の即位、さらに来秋の大嘗祭という流れは確定している。徳仁の即位とともに元号の改元も予定されているから、この夏には元号も発表されることになるだろう。かつて裕仁の時代の、死のカウントダウンと社

会全体の「自粛」漬けのような状況は起きないとしても、「ニッポン」賛美の異様な社会状況は着々と広がっている。天皇の代替わりという国家イベントは、その形態において少しばかりかつてとは違ったものになったとしても、私たちを取りまく社会状況に深い翳りをもたらすことはまちがいない。

しかし、私たちは嘆いているつもりはない。天皇制の問題を自分たちの切り口として選択しながら、これまでいろいろな人びととのつながりを組み立ててきたのだ。私たちは今年もまた、二月一日に、反天皇制の闘いを準備している。今回は、「代替わり」と近代天皇制一五〇年を問う！ 反『紀元節』二・一一行動」として、歴史問題を正面から問いただしていく闘いに取り組んでいく。この日には各地でもさまざまな取り組みがなされるだろう。ともに進んでいこう。

(編蝠)

反天皇制運動Alert/No.19 [通巻401号] 2018年1月10日発行

「皇位の安定継承」が前提!? ――〈壊憲天皇明仁〉その17

「このたび、再来年四月末日に期日が決定した私の譲位については、これまで多くの人々がおのの立場で考え、努力してきてくれたことを、心から感謝しています。残された日々、象徴としての務めを果たしながら、次の時代への継承に向けた準備を、関係する人々と共に行っていききたいと思います」。

一月二三日、誕生日記者会見で公表された天皇の「お言葉」なるものの、結びのくだりである。皇位の安定的「継承」自体に反対の声を発し続けている私たちは、今年の日も、「天皇制の戦争・戦後責任を考える討論集会」を持った。今年のテーマは『「生前退位」!? なにやっテンノー!?』である（私は問題提起者の一人）。

この間「安倍改憲」に反対する運動の中をすら支配する天皇制批判の沈黙（それどころか〈平和アキヒト―ミチコ〉天皇制の賛美の声の公然たる露出）という状況に、私たち反天皇制運動は、どういう言葉を発して、私たち自身の「反安倍改憲運動」をつくりだしていくか、それを討論する。そういう問題意識でこの集まりは準備された。ここでは、この集会資料には収めたが、集会の中では素材として触れられることのなかった一つの主張について問題にしていきたい。それは『朝日新聞』に連載されている「平成と天皇」のシリーズ「政治との距離を開く」の回、一月十六日の「下」である「公的行為国会の議論で統制を」の見出しのついた憲法学者渡辺治の主張である。渡辺の「生前退位」問題をめぐるスタンスは、すでに『平成の天皇制とは何か』（吉田裕ほか編・岩波書店・二〇一七）に収

められた「近年の天皇制論議の歪みと皇室典範の再検討」に表明されている。

「憲法施行後すんだ天皇と憲法の民主主義、人権原則との矛盾の拡大を逆転し、改めて憲法の象徴天皇制とそれに対応した皇室制度へ向けての改革を進めねばならない。象徴天皇制の方では肥大化した『公的行為』、皇族の『公務』の見直し削減が第一歩となる。明仁天皇が『全身全霊』をもって取り組んだ、被災地訪問も慰霊の旅も『公的行為』としてはやめるべきだ。日本が侵略した国と地域に首相や閣僚が国会の議をふまえて訪問し、侵略による加害を謝罪すべきである。明仁天皇は加害への正面からの謝罪はしていないし、それを行う国民の責務を代行できる資格もない。それは明仁天皇個人でやることではなく、国民自身が責任を持ってなさねばならぬ課題である」。

戦後の憲法学者として、きわめて筋の通った主張であり、その限りでは、私がとやかく批判する必要など、まったく感じない。新聞の方でも、こう論じている。

「私は公的行為は違憲だと考えるが、仮に認める場合は憲法に明記された国事行為以上の厳しい統制が必要だろう。公的行為の限界を定めた法律を整備したうえで、内閣による統制に加えて国会での議論を義務づけ、少数派会派を含めて合意した場合のみ認めるような仕組みを作るべきだ」

ここまでは理解できる。しかし、次の結論のくだりは、まったく

理解不能である。

「退位特例法をめぐる衆参両院正副議長のもとでの議論が参考になる」。

渡辺は、本気でこの「特例法」の国会論議をこんなふうには評価しているのか。あの天皇「特例法」翼賛国会を。この国会での政治討論を封じ込み（「退位問題を政争の具にしてはならない」というテーマで）法案をとりまとめた衆議院議長大島理森は、決まっている結論に向かって、衆参正副議長の四名の会談から始まったプロセスを、それなりに正直に「『退位特例法』とりまとめは大変だった」

（『文藝春秋』二〇一七年八月号）で書いている。議長の根回しがすべて、国会での「皇位継承」がなぜ、どうして必要なのかという、あつて当然の論議をすべてタブーにした、挙国一致の賛成スタイルを政治演出した苦勞話である。彼はいう。「皇位の安定的継承」は真剣に考えていくべき課題であるということは、共通認識だったのです」。

こんな「認識」の土俵にくぐられ、渡辺は本当によいのか。

（天野恵一）

反天皇制運動Alert/No.19 [種巻401号] 2018年1月10日発行

天皇「代替わり」・「明治150年」を撃つ 反天皇制運動の拡大をめざして

今年に入って、天皇「代替わり」に関する準備が着実に進んでいる。

一月九日の閣議で設置が決まった「天皇陛下の御即位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」（委員長＝菅官房長官）は、その日のうちに初会合を開き、三月中旬をめどに基本方針を取りまとめることを決めた。

式典準備委員会では、「平成の即位の儀式を基本的に踏襲すべきだ」という意見のもとで、即位儀式のうち、「剣璽（けんじ）等承継の儀」「即位後朝見の儀」「即位礼正殿の儀」「祝賀御列の儀」「饗宴の儀」の五つを国事行為とし、「大嘗祭」については国事行為とはしないが、公費支出をするという方針が示された。

「剣璽等承継の儀」は「三種の神器」などの引き継ぎ儀式であり、「即

位後朝見の儀」は、即位後初めて天皇として「国民代表」に「おことば」を述べる儀式である。純然たる皇室神道の儀式である大嘗祭も含めて、憲法の「政教分離」「国民主権」原則に対する重大な侵害であることは疑いない。

さらに政府は、皇太子・徳仁が即位する来年五月一日を「この年限りの祝日とする」方向で検討に入ったという。「昭和の日」にはじまる「一〇連休」があけたときには、「新しい御代」という祝賀ムードの演出ではないのか。五月一日のメーデーも天皇の記念日となってしまうのだ。

政府は、退位の儀式を四月三〇日、即位の儀式を五月一日に分けておこなう方針である。天皇が自らの意思で皇位を譲る「譲位」の

色彩を帯び、天皇の国政関与を禁じた憲法に触れることがないようにするため、と説明されている。

これ自体が欺瞞的なものだが、伝統主義的右派は、それでは天皇の「空位」が生じると批判している。神社新報社が設立した「時の流れ研究会」は一月二四日に「御譲位の儀と御即位（踐祚）の儀は、同日・同じ場所で引き続き行はれ、『劍璽』が承継されることを望む」「皇位継承の儀式は、憲法にも定められる皇位の重みから、国の重儀（天皇の国事行為、国の儀式）として執行されることを望む」などとする要望書を出した。彼らにとって、「三種の神器」は皇位の象徴であるので、その「引き継ぎ」なき「譲位」などありえないのだ。

こうしたくだらない議論がまじめになされること自体に、天皇制という国家の装置の核として、実は明確に「国家神道」が存在し続けていることが示されている。それは単なる「神道儀式」であるから政教分離に違反するといった話ではないのだ。これら「代替わり」儀式を通じて、国家の祭祀としての国家神道が現前するのである。それが日本の「文化と伝統」という言いぐさで肯定されること、神社非宗教論を掲げた国家神道と同じである。

そして、この「代替わり」儀式の準備と並行して、各省庁の連絡調整機関である「明治一五〇年」関連施策各府省庁連絡会議のもとで、「明治一五〇年」の祝賀事業が進められている（昨年末現在で、国主催のものが一五二件、地方公共団体レベルのものが二〇〇八件）。現時点では、開催も含めて確定してはいないが、メインの儀式として、当然、秋には政府主催の記念式典が想定されているはずである。

明治一五〇年の施策に関する政府の文書は、「明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けて」と称して、「明治期に生きた人びとのよ

りどころとなった精神を捉えることにより、日本の技術や文化といった強みを再認識し、現代に活かすことで、日本の更なる発展を目指す基礎とする」と述べている。

政府広報で「明治ノベーション・メイジン」なるキャラクター（？）が登場しているように、それは安倍や財界が求める流行の価値観を日本近代の出発点に投影した、「ニッポンズゴイ」論である。「一五〇年」を、今に続く一連の発展を遂げた近代化の歴史ととらえ、それをもたらしめた精神文化の称揚とともに、まるごと賛美・肯定しようとするものだ。

しかし、現実の明治Ⅱ近代日本の一五〇年とは、すなわち天皇制国家の一五〇年である。前半はアジア侵略・植民地支配と戦争に彩られ、また、後半は象徴天皇制のもとで侵略戦争と植民地支配から目を背けてきた歴史だ。「一五〇年」はそのように無条件に賛美されるような歴史では決してないのだ。

私たちは、この「明治一五〇年」が、明仁天皇「代替わり」の前哨戦として行われるイベントであるにとらえ、近代天皇制の歴史総体を批判していくという立場から、今年一年間の反天皇制闘争を開始していきたい。

2・11反「紀元節」行動はその第一歩である。ぜひ多くの参加を。そしてまた、昨年「終わりにしよう天皇制！11・26集会・デモ」に取り組んだ首都圏の反天皇制運動の枠で、この二月から「元号はいらない署名運動」を呼びかけることになった。次号では、具体的な報告もできると思う。ぜひ、協力して、反天皇制の声を大きくあげていこう。

（北野誉）

眞子婚約延期問題に露出する家父長制社会

—— 天皇の沖繩・与那国訪問に反対する行動へ

啓蟄。寒い冬を土の中で越した虫や蛙や蛇などの生き物が、春になって穴から出てくる様子を表す季語。Alert 21号の発行日三月六日は二〇一八年のその日にあたるという。

気分は春。命短し恋せよ乙女よろしく恋の季節の真つただ中、秋篠宮家の長女眞子。昨年五月NHKに「婚約内定」がスクープされ、九月に婚約が内定し二人そろって記者会見。三月四日に「納采の儀」で正式婚約し、十一月四日に帝国ホテルで結婚式を挙げる予定だった。ところが、二月六日に宮内庁は異例の結婚延期を発表した。『週刊女性』『週刊文春』『週刊新潮』が続けて結婚相手の母親の金銭トラブルを報じた。新潮にいたっては援助交際などと過激な言葉を使用している。

どの紙面も、蛙や蛇がゲロゲロ、チョロチョロと赤い舌をだしながら這い出してくるような、しかしそこに春の訪れなど微塵も感じさせない、魑魅魍魎が跋扈する気持ちの悪い天皇制の持つ差別的世界が広がっている。

資産のない母子家庭。父親が自殺。母親はパート。学資を借金するが返済なし（母親の婚約者が肩代わりしたが、婚約解消後に返済を求む）。貧乏なのにインターナショナルスクールに通わせ上昇志向あり等々、それらは蔑まれる対象として何の疑問もなく記されている。そしてこのような人物は、皇族のましてや未来の天皇の義兄としてふさわしくないという論調だ。品位や品格という言葉が飛び

交い、それを体現するものは天皇や皇族、資産家であり、蔑すみの対極として存在する。

女性皇族が結婚のために皇室を離脱する時に、国より「元皇族としての品位を保つため」という名目で一時金が支払われる。品位や品格とはそもそも何ぞやという声も聞こえてきそうではあるが、貧乏な人間にはそれが無い、つまり下品だということになるのだろうか。一億数千万円の税金が使われる名目の差別性を問題にしなくていいのだろうか。

経済的に苦しい家庭の子どもを支援する公益財団法人の調査結果で、経済的な理由でさまざまな経験を諦め、貧困家庭の七割が塾や習い事を断念しているということが分かった。改善してほしい支援については「給付型奨学金や授業料免除など教育や進学への負担を減らしてほしい」が約八〇%と最も多かったという。保護者の切実な思いである。卒業しても奨学金を返済するために貧困から抜け出せないという話を身近でも聞く。

問題にすべきはこのような教育の格差を生み出す政治であろう。朝鮮学校の「高校無償化」からの排除もまた、この社会の差別性を浮き彫りにする。

今回の金銭スキャンダルはまさにこうした問題が端を発している。宮内庁は結婚延期は母親の借金スキャンダルではないと否定する。「納采の儀」を直前に控えた、集中砲撃ともいえる凄まじい悪意に

満ちた報道である。この結婚を阻止したい勢力の蠢きととらえるのは思いすごしだろうか。

週刊誌報道の信憑性がどれほどのものかさだかではないが、宮内庁関係者のコメントとして掲載されている部分を紹介する。「婚約内定会見を開くにあたって、陛下から結婚の『裁可』をいただいています。破談となれば陛下の『意志』を覆すことになりませんから、白紙に戻すというのは現実的には難しい」（『女性セブン』18215号）
憲法二四条は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定している。先ずここで問題にしたいのは、家長長制が廃止されているにも関わらず、天皇の許可が必要であるかのごとく記載されていることである。民法においても、皇室典範においても結婚に天皇の許可が必要などということはどこにも規定されていないのである。そして次に指摘したいのは、「裁可」という言葉使用である。これは明治憲法下で、天皇が議会の議決した法律案・予算案を承認する行為をさす。それが象徴天皇制になった現在においてもなお平

然と使用されている。天皇の権威の連続性はスキャンダラスな週刊誌報道においてさえ継続しているのだ。

政府は二月二十日、式典準備委員会の第二回会合を開き、最後の「おことば」を述べる「退位礼正殿の儀」を国事行為として、二〇一九年四月三十日に行うことを決めた。退位と即位に伴う式典の準備は着々と進んでいる。

そのようななか、アキヒト天皇は三月二七日〜二九日にかけて沖縄・与那国を訪問するが、沖縄入りする二七日は、琉球国王に城の明け渡しを求め廃藩置県を布告した日である。反天連も参加する4・28―29連続行動実行委員会は、三月二四日に「天皇の沖縄・与那国訪問を問う」集会を行う。天皇制攻撃の拡大を、反撃の拡大で迎えよう。積極的に参加を！

（鰐沢桃子）

反天皇制運動 Alert/No.21 [通巻 403号] 2018年3月6日発行

マスコミじかけの天皇制〈20〉

〈世襲の超特権的奴隷制〉一族の娘の結婚トラブルをめぐって

〈壊憲天皇明仁〉その18

二月十一日は、例年通り「反紀元節」行動の日であった。今年は、明治国家をつくった「長州」の政治エリートたちにつらなる自分が

主導したいと明言している安倍首相（政権）がしかけている明治一五〇年式典（キャンペーン）反対をかかげた集まり。もちろん平

成「代替り」の政治プロセスの渦中であることを十分に意識しつつの行動である。

その日は、やはり例年通りというわけにはいかなかった。「実行委」の宣伝カーとして準備されていた立川自衛隊監視テント村の車

が、天皇主義右翼によって、包囲され、駐車場からうごかせなくなっているとの連絡が朝入り、宣伝カー不在のままのデモとあいなったのだ。集会後のデモは、参加者の荷物を見ている人物が必要となり、病身の私に、その役があてられ、ついでにデモには不参加。

例年より集まりがよかったデモは、力強く貫徹され、右翼のデモへの暴力的介入は、覚悟していたわりにはそれほどもなく、警察側のデモ規制の乱暴の方が、めだった（その後で報告をうけた）。私たちの〈思想・表現の自由〉の権利は、かくのごとく蹂躪され続けている。

人権蹂躪といえ、この間の「秋篠宮家」長女「眞子さま」婚約（延期）大騒ぎ報道に露出しているのはマス・メディア全体の中の〈人権感覚〉の消滅という恐ろしい事態ではないか。二月六日に「結婚」は天皇「代替わり」の終わる二〇二〇年に延期。そうマコ自身の「二人のお気持ち」なるメッセージとともに発表された前後のメディア大騒ぎのことである。婚約発表直後は全マスコミあげての民間の貧しいながらも美しき「王子」様と、ひたすらなるヨイシヨの対象であった「王子さま」は、今、一転し貧困にあえぐ、身分もわきまえず本当の「王子」になろうとした、詐欺師の母を持った青年として、バッシングを受けている（婚約者だった男に四百万借りたまま〈？〉という、どこにでもある話の持ち主である母親へのバッシングも、またものすごい）。

ここで私たちが注目すべきは、「マコ」さまなる女性への人権蹂躪のものすごいさでもある。それは、まるで人間ではないような扱いはないか。

最新の週刊誌情報を紹介する。それは、こう書き出されている。「目下、若いお二人は言い知れない試練に直面している。二月六

日に宮内庁が発表した『再来年に延期』とは、少なくとも無期限凍結、実際には、なかつたことにするための準備期間を意味するのは明らかである。タイトルは「小室圭くん」を「眞子さま」に背伸びさせた『ICU』の高すぎる学費（『週刊新潮』3/8号）。身分をわきまえぬ「背伸び」が原因、マコが説得され、おさまれば「なかつたこと」になるのだろうかという、グロテスクな予測記事である。どれもこれも同じような、こうした大量の記事を読んでいると、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」という憲法二四条など、まるで存在しない戦後社会に生きているというような錯覚におそわれる。「戸主の同意」なしでは「家族の婚姻」はありえないとする、旧憲法（旧民法）下に、私たちは生きているわけではあるまいに。マスコミには、婚約は天皇に一度「裁可」された、重大な決定がくつがえされた前例なき事態といった、とんでもない主張も飛び交っている。それは問題だらけの「皇室典範」からだつて、戦後は削除されている、天皇の裁可が必要という思想（ルール）が生きていないのかのごとき主張である。マコの「お気持ち」など、まったく無視なのだ。結局、世襲身分制の〈象徴君主〉一族の存在が、こういう事態を引きおこす元凶なのだ。

忘れてはいけないのは、自民党改憲草案の二四条は、婚姻について、「両性の合意のみ」から「のみ」を削除するものである点だ。今、現出しているのは、二四条についても安倍改憲の先取りという状況である。〈天皇条項〉を内包した「人権憲法」の必然的破綻の上にも、明文改憲という政治コースが、この〈代替り〉状況の中で進行しているのである。

一連の人権蹂躪あたりまえ報道の中に、結婚によってマコが手にする一時金は「一億四千万」ぐらいだという話もあった。「品位」

の代金なのだという。

〈世襲の超特権的奴隷制〉は、本当に気の毒この上なく、グロテスクだ。そう思いませんか？

(天野恵一)

反天皇制運動 Alert/No.21 [通巻 403号] 2018年3月6日発行

政教分離・民主主義・主権在民・平和主義!! 今こそ私たちの反天論議を!!

三月二七日から二九日、天皇は皇后とともに沖縄訪問をした。今回で一回目、即位して六回目の訪問だ。天皇の強い希望であったというこの退位前の天皇訪沖に関する報道は、一部を除き、一貫して沖縄に思いを寄せる天皇像をつくり出した。「天皇の名のもとで行われた沖縄戦」、沖縄を売り渡した「天皇メッセージ」に触れた記事もあるにはあったが、それも明仁の沖縄に寄せる思いの強さを補強する演出となり果てた。指摘すべきことは多々あるなかで、すでに少なくない人が指摘しているこの訪沖の日付の「意味」について触れておきたい。

三月二七日は、一八七九年のちょうどこの日、いわゆる「琉球処分」と呼ばれる琉球王国が軍隊を引き連れた日本国家に強制的に併合された日である。また、与那国島を訪問した二八日は、与那国への自衛隊配備二周年目にあたる。この自衛隊配備は与那国の人々を分断し、平和裏に生きる人々の権利を奪い取った。これらの日々を

選ぶとは、何とも露骨に政治的な話でしかない。瀬畑源は「明仁天皇論」(『平成の天皇制とは何か』岩波書店)で、明仁が皇太子時代から沖縄や北海道を始め被災地や激戦地等への訪問を続けたその行為について、「国民統合の周縁にいる人たちを再統合する役割を担う意志を感じる」と述べている。そして、「沖縄の人たちを『日本国民』として国家の中に統合する役割を、結果的に果たしてきた」と。今回の天皇の沖縄訪問で思い出したのはこの瀬畑の指摘であった。

八月には北海道の利尻島訪問も検討中であるというが、同様のことがいえる。近代天皇は歴代、さまざまな政治目的で各地を回っているのだ。明仁は「平成天皇」としての最後の務めとして、八月の利尻島を訪問する。その明仁がどのような美辞麗句で形容されようと、そこには君主としての傲慢な役割を果たす天皇像しか見えない。天皇の沖縄訪問については、東京では練馬集会と4・28―29実行委の緊急集会が開催された。

そして三月三〇日、政府は式典準備委員会の最終回を開き、皇位継承の儀式に関する方針を発表した。国事行為として、二〇一九年四月三〇日「退位礼正殿の儀」、五月一日「劍璽等継承の儀」、「即位後朝見の儀」、一〇月二二日「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」、一〇月二二日以降「饗宴の儀」、二〇二〇年「立皇嗣の礼」。「大嘗祭」は一月一四日〜一五日とし、「国事行為としないが公費を支出する」という前回の政府見解を踏襲するとした。

「昭和・平成」の代替わりでは、これら一連の儀式が国民主権や政教分離原則に反するとして各地で訴訟が起こされた。現時点では、マスメディアレベルでもまだこういった記憶を喚起させる記事をつくっている。また、大嘗祭への「公費支出」に対して最高裁が憲法判断を下していないことにも言及し、憲法学者・横田耕一による政教分離違反の指摘も紹介する。憲法との整合性について、いまはまだ言及する余地があり、安倍政権が押し切れない事態、政府内部で憲法との整合性を問題にする声が少なくないということでもある。非公開で「議論しない」ことを前提とする非民主的な準備委員会の問題も大きい。ここは私たちにとっても広く議論を起こしていけるタイミングでもある。

憲法との整合性ということでは、そもそも皇室にまつわる神々を祀り、宮中祭祀を日常的に行う天皇が、一神社の神主ではなく、国家の制度に組みこまれた存在としてあること自体が、政教分離原則から大きく逸脱している。その国家的存在である天皇は、誰に選ばれるでもなく、世襲で代替わりする。それ自体も民主主義、主権在民の原則に反する。それに伴う儀式は宗教的要素にまみれている。だから当然政教分離原則違反。もちろん、特権的な身分にある天皇は平等主義にも反する。国家が関わるなど論外。とてもわかりやす

くて単純な話ではないか。そして、このような天皇代替わり、天皇制維持の儀式に莫大な税金を投入される。退位・即位・大嘗祭全体にいったいどれだけの費用がかかるのか、計算してみる必要もある。そして女人禁制問題……と、考えるべきことは多い。

「代替わり」をとともに闘うために集まった首都圏の実行委は、いま「元号いらない運動」を展開している。たくさん声を集めていきたい。そして今月は、4・28―29、沖繩デーと反「昭和の日」行動だ（チラシ参照）。協力・参加を！

（桜井大子）

反天皇制運動Alert/No.22 [通巻404号] 2018年4月10日発行

〈3・11〉国家儀礼と11回目の天皇沖繩訪問——〈壊憲天皇明仁〉その19

多様な抗議行動がくりひろげられた〈3・11〉原発震災から七年目の三月一日、私は、東京都千代田区にある日本原電本店前の、「日本原電は東海第二原発を再稼働するな！首都圏の原発を止めよう！」の呼びかけを發した抗議行動に全力を集中した。東海第二原発のある茨城県内各地から集まった人々と東京周辺から合流した人々を「本店」前に案内し続ける作業である。「再稼働阻止全国ネット」のスタッフとしての活動だ。五〇〇名の人々の本店包囲

の抗議の中でも、政府・電力会社（東電ら）がキチンと被災者に責任を取ろうとしないことと、原発再稼働の動きは、メダルの表裏の関係にあることが語られていた。この加害への無責任と、新たな放射能ふりまき政策（再稼働）の加速の現実を（美しい言葉）で操作的に隠蔽するためのマスクミじかけの国家儀礼が、今年も持たれ、安倍首相の被災者（他）に心を寄せているかのごときスピーチ

が、今年もくりかえされた。もちろん明仁天皇からバトンタッチした、次の次の天皇予定者「秋篠宮」の被災者（他）に寄り添うような言葉も、首相のスピーチの上にかぶさるようになりまかれた。こうした天皇（皇族）を中心に置いた国家儀礼は国家の責任を忘却させ、人々を新たに国（天皇）にすがりついていくのが当然という気分の方へ向かって組織していくための、象徴天皇制国家の高度に政治的な儀礼なのだ。だから「8・15」式典同様、政府は毎年、忘れることなくくり返すのである。三月二四日、「天皇『代替わり』と安保・沖繩を考える4・28—29連続行動実行委員会」主催の集会「自

衛隊配備と天皇の与那国訪問」で、私は主催者側の報告者として発言。この集まりは三月二七日から二九日の三日間の、アキヒト天皇（夫婦）の、おそらく最後の、皇太子時代を含めて一一回目の沖繩訪問を睨んでの抗議集会である。

これは、自衛隊配備強化が進む与那国へもわざわざ足をはこぶ、軍事強国を目指す安倍政権の露払いという天皇政治だ。天皇夫妻が「平和主義」者としてふるまい、しきりとそう自己アピールしていることが、「積極的平和主義」という政治的ボールをかぶせて米軍にくつついての軍事強国化路線をひた走っている安倍政治にとつて、フルに利用価値があるのだろうか。

もちろん、沖繩メディアも含めて、全マスクミジがクローズアップしているのは、天皇の「平和」のための沖繩戦死者たちへの「慰霊行動（儀式）」である。

三月二七日の『産経新聞』のコラムには、こうある。

「『石をぶつけられても』という覚悟を決められていたという。皇太子ご夫妻時代の天皇、皇后両陛下が初めて沖繩を訪問されたのは、昭和50年7月である。本土復帰からまだ3年しかたっていない。皇室にたいする複雑な感情が渦巻いていた▼南部戦跡にある慰霊碑『ひめゆりの塔』で事件は起こった。地下壕にひそんでいた2人の過激派に投げつけられたのは火炎瓶である。」

この経験が、「長く続く戦死者の『慰霊の旅』の原点になった」と、文章は続く。「何事もなかったかのように」沖繩訪問が繰り返され

ることで、天皇夫妻の（お詫びの気分）が沖縄の人々につたわって、天皇への反発から感謝へと時代は移ったのだ、そう語りたいのだろう。国家の支配者のネライはその通りであり、天皇夫妻は、その方向へ向けて、フル稼働である。

私は、この日の集まりに、火炎瓶を投げた知念功のドキュメント『ひめゆりの怨念火』（一九九一年・インパクト出版会）を読みなおして出かけた。寄せ場の活動のリーダーでもあった船本洲治の皇太子来沖抗議の嘉手納基地での焼身自殺（75年6・24）もあり、この時の沖縄の「戦犯天皇沖縄上陸」への抗議行動は激烈なものであったが、それは労働組合・地域住民組織のしたたか度幅広い反対行動の流れの中に突出した行為であったことが、その本でよく読めた。もう一点、知念らの裁判のロジック。公務執行妨害というが、天皇夫妻の行為は「公務とはなんら関係ない」から「無罪」という弁護論。「国事行為」ではない違憲の「公務」（沖縄訪問）と天皇（夫妻）を問い詰めることはしていないが、まだ当たり前の主張が法廷でも存在していたのだ。政府と天皇は責任の帳消しのための政治セレモニーをかくのごとく繰り返している。私たちは、責任を問いつけた抵抗運動の歴史をこそ現在の闘いの中で想起しつつ、責任を問いつけなければなるまい。

（天野恵一）

今後の代替わり関連スケジュール

(政府発表、2018年8月7日現在)

代替わり関連行事	年月日	備考
天皇在位 30 年記念式典	2019 年 2 月 24 日	内閣の行事@東京・国立劇場
退位礼正殿の儀	2019 年 4 月 30 日	国事行為@宮中、退位を広く明らかにし、退位前に「国民」の代表に会う
剣璽等承継の儀	2019 年 5 月 1 日	国事行為@宮中、「三種の神器」のうち剣と璽（勾玉）、国璽、御璽を引き継ぐ
即位後朝見の儀	2019 年 5 月 1 日	国事行為@宮中、即位後初めて三権の長らに会い、即位を宣言する
賢所に期日奉告の儀		皇室行事
皇霊殿神殿に期日奉告の儀		皇室行事
神宮神武天皇山陵等に勅使発遣		皇室行事、即位礼・大嘗祭の期日を伊勢神宮などに知らせる
斎田点定の儀		皇室行事@宮中、大嘗祭に使う米を栽培する斎田の場所を亀の甲羅で占う
斎田抜穂の儀	秋	皇室行事@斎田現地、大嘗祭で使う米を斎田で収穫する
即位礼正殿の儀	2019 年 10 月 22 日	国事行為@宮中、高御座に立ち、国内外の賓客に即位を宣明する
祝賀御列の儀	2019 年 10 月 22 日	国事行為、皇居から皇太子の在所までをパレード
饗宴の儀	2019 年 10 月 22 日～数日間	国事行為@宮中、国内外の賓客に即位を披露する祝宴
首相夫妻主催夕食会	2019 年 10 月 23 日	内閣の行事@都内のどこか、来日した各国元首らに謝意を表する食事会
園遊会		皇室行事@「赤坂御用地」、各国の代表、駐日大使らを招待
一般参賀		皇室行事@宮中、ベランダに立ち「国民」の祝意に応える
大嘗祭（大嘗宮の儀）	2019 年 11 月 14 ～ 15 日	皇室行事@宮中東御苑、新穀を皇祖神などに供え、共に食す
大饗の儀		皇室行事@宮中、大嘗祭参列者を招いた祝宴
神宮親謁の儀		皇室行事@伊勢神宮、即位礼・大嘗祭の終了を報告するため伊勢神宮を参拝
神武天皇山陵等に親謁の儀		皇室行事、「神武天皇の陵」などを参拝
立皇嗣の礼	2020 年	国事行為@宮中、秋篠宮が皇嗣になったことを広く明らかにする

Alert!!! —— 「代替わり」状況へ

2018年8月15日発行

頒価：300円

編集・発行*反天皇制運動連絡会

東京都千代田区神田淡路町1-21-7 静和ビル2A

淡路町事務所気付 落合ボックス

FAX：03-3254-5460

URL：<http://hanten-2.blogspot.com/>

<http://www.ten-no.net/>

Mail：hanten@ten-no.net

郵便振替：00140-4-131988 落合ボックス



頒価：300円